DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

sincere reply from the company to the demand of the Branch and to show the determination of 10,000 members of Kanto Chemistry WU.

Hiroshi Hama, Central Struggle Committee Chairman,

Kanto Chemistry WU

The company Presidents received the above statement appear to be preparing the payment in name of supplementary wage to cope with the rise in prices. On the other hand, unions are under investigation in detail of the actual circumstances of the company at present. The affiliated WU, which are preparing for increase of wages, to date are as follows.

Tokyo Hides and leather WU:	Monthly income be increased by 20%
Chiyoda Shoes Mfg. WU:	Increase of the basic wage (Amount undecided)
Marusan Paper Mfg. WU:	Monthly income be increased by 30%

Having started March offensive like this, Sanbetsu and independent WU also are likely to be under preparation for increase of wages.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

労々報第十五号

昭和二十六年三月十五日

東京都労働局長 林武

関東民事部
労働課長殿

関東化学労働組合金下の動向について

標記の事について次の通り報告する

記

総同盟関東化学労働組合中央斗争委員長渡清の名で傘下労働組合の事業主にあて左記内容の申入書並に三月一日附発送し時価物価騰貴に応ずる賃上態勢をとつている。

申入書

朝鮮動乱後の物価は一段の大巾騰貴をなし一方労働生産性は此の向に急激に昇

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

東京都労働局

3.一片の官庁統計表があきらかにしている様に労働階級の実質賃金は大巾に引下げられ昨年六月度よりみると約半額となっている。そしてこの賃金の値下りを必死に「カバー」するため時間労働等の労働強化が否応なしに強いられているが労働者のありかような労働者の苦境をよそに会社は物価騰貴と増産の利潤を全面的に受けている状態が暴露されている。労働者の家計の現状はこれら反動資本家的政府の「ギマン」にみちた統計面以上に深刻であるのは常識である。飢餓賃金とインフレにサンドウイッチされた労働者家計は苦しさにたえ兼ね必然的賃金引上げの要求に集結された。

東京化労労働組合本部は此の事態に対処し、われわれの生活防衛のために至当評議委員会の決議に依って資本家に次の要求を申し入れる。

要求 現行賃金の即時五割引上げ

(大川原納)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一、労仂協約の締結及労仂基準法の完全実施

附記　この申入れは書会社が支部の要求に対して誠意ある回答を期待するためと関東化学労仂組合員一〇〇〇方名の決意を示すものであることを了解をされたい。

関東化学労仂組合中央斗爭委員長　浜　博

右内容の申入書を収受した各事業主は物価賠償に対処する補給金的な名目で支給する準備中の様子もみられるが一方組合側では目下会社の内容実態を細かに調査中であるが現在までに傘下労組の賃金値上のため諸準備中労組は、

東京皮革従業員組合　月収二割

千代田製靴従業員組合　本俸値上（商末定）

丸三製紙労仂組合　月収三割

この様に三月攻勢の幕は切れ産別系、無所属の労組も賃上のため準備中の模様である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

1-G/mtz
2-F
3-Pol
4-Econ
5-file

RO-RO-HO No. 13-3

12 March, 1951

SUBJECT: Situation in Tokyo-to concerning the April Local Election(3rd report)

FROM: Mr. Takeichi Hayashi, Chief, Labor Bureau, Tokyo-to

TO: Chief, Labor Division, KCAR

The report concerning the subject matter is hereby submitted as follows:

A report has already been made respecting candidates and the following is a report concerning candidates from unions and democratic parties disclosed thereafter.

1. Nakano ward:

Mr. Nagashi Deura; candidate for Nakano Ward ~~Assembly~~ Assembly; chairman, Executive Committee, Kanto Construction Workers Union(Sodomei) - member of Central Committee, Sodomei - Supreme Member, ~~Tokyo-to~~ Council of All Tokyo-to Day Laborers Union; belongs to Socialist Party; supported by foregoing 2 unions.

Mr. Nobuyoshi Miura; candidate for Tokyo-to Assembly; chief, Organization Dep't, Shinjuku PESO Chapter, Kanto Const. Workers Union; belongs to Socialist Party; supported by foregoing union.

Mr. Kikuichi Tsuji; candidate for Nakano Ward Assembly; official of Nakano Ward Office - Chief, Nakano Chapter, Tokyo-to Municipal Workers Union; belongs to none; supported by foregoing chapter.

Mr. Tsunekazu Chiba; candidate for Nakano Ward Assembly; ~~Chairman~~ Chairman, ~~Central~~ Central Executive Committee, All Japan Civ. Eng. General Workers Union(Sanbetsu); belongs to CP; supported by Nakano Chapter, CP - foregoing union - unions affiliated with Tokyo-to Civ. Eng. Workers Union.

Mr. Reizo Goto; candidate for Nakano Ward Assembly; former Chief, National Nakano Sanatorium Workers Union - Chief, Josai Clinic ; belongs to CP; supported by CP & its affiliated bodies.

Mr. Chuechi Goto; candidate for Nakano Ward Assembly; Vice Chairman, Nakano Democratic Chamber of Commerce(outside body of CP); belongs to CP; supported by foregoing Chamber - Nakano Chapter, CP.

Mrs. Chiyo ~~Nakajima~~ Nakajima; former teacher; belongs to CP; candidate for Nakano Ward Assembly; supported by area committee, CP.

Mr. Minematsu Matsuda; candidate for Nakano Ward Assembly; middle school teacher - member of Central Committee, Social-Democratic Party; belongs to Social-Democratic Party.

Mr. Kintaro Matsuda; candidate for Nakano Ward Assembly; member of Central Committee, Social-Democratic Party ; belongs to Social-Democratic Party.

2. Suginami ward:

Mr. Kiheiji ~~Saitama~~ Aizawa; candidate for Suginami Ward Assembly; Chief, Suginami(Civ. Eng.) Workers Union - member of civ. eng. workers union; belongs to Socialist Party; supported by foregoing unions - Federation of Tokyo-to Civ. Eng. Workers Unions.

Mr. Shin Takagi; candidate for Suginami Ward Assembly; chief of trade union - former Chief, Information Publicity Dep't & member of

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

Standing Central Executive Committee, Kanto Const. Workers Union - present Chairman, Executive Committee, Asagaya Chapter, Kanpai Workers Union - Vice-chairman(labor side), Labor Policy Advisory Council, Shinjuku LPO; belongs to none ; supported by ~~subsidiaries~~ subsidiary bodies of Kanpai Workers Union; ~~[illegible]~~

Mr. Kyosaburo Ishikawa ; candidate for Suginami Ward Assembly; union official; former member of Central Committee, Zennichiro - former Secretary-General, Federation of Western Region Workers Union, ~~[illegible]~~ Zennichiro; belongs to none; supported by unions(former Zennichiro)

Mr. Kaname Watanabe; candidate for Suginami Ward Assembly; former chairman, Fuji Precision Tokyo Plant Chapter, Kanto Metal Workers Union (Sodomei).

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

労々報甲十三號の(三)

昭和二十五年三月十二日

東京都労働局長 林 武 殿

東京民事部
労働課長

四月地方選挙を控え都下の動向につき（甲三報）
標記の通り報告する。

記

立候補をめぐる状況については既に一報した所であるがその後判明せる労働組合及び東京地方同盟の関係ある組

立候補届出氏名	所属及び地位	党派別	支援団体
中野巳令 武則	全日本官公庁関東連絡労働組合執行委員長 日本労働総同盟中央委員 全東京日傭労働組合顧問 最高委員	社会党	上記の関東連絡労働組合及び東京地方同盟
中野巳			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(二)

都会議員	三浦信義	南東建設労組、新宿支部執行委員	中野区役所労働組合執行委員				杉並区
中野区会議員	辻 菊一	中野区役所、都庁労働組合中野支部委員長	無所属	社会党	右に同じ		
中野区会議員	千葉、栄和	産別系、全日本二建設労働組合大教労書記長	共産党				
中野区会議員	後藤勇三	中野区役所、都庁労働組合書記長	共産党				
中野区会議員	佐藤勇三	都庁労働組合中野支部執行委員	共産党員				
中野区会議員	小西忠一	共産党外郭団体中野民主商工会副会長	共産党				
中野区会議員	中島ちよ	労教員	共産党				
中野区会議員	佐藤峯松	中野区役所、社会民主党中央委員	社会民主党				
中野区会議員	松田金太郎	社会民主党中央委員	社会民主党				
杉並区会議員	相澤喜平治	杉並労組（二建）組合長	二建組合員				
	社会党	所属労組及び上級団体の重建連					

(大川原約)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

杉並区会議員	高木 新	労組事務局長 労使関係担当	労使関係担当
杉並区会議員	石川京三郎	労組役員 旧全日労中央事務局員 元全日労系の西部労組合連合書記長	労組役員 旧全日労系労組団体
杉並区会議員	渡辺 要	労組同盟関係 高士精器東京工場支部の組合長 現在会社側	無所属

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3

1-C MTC
2-FRA
3-BV
4-P for
5-file ✓

RO-RO-HO No.7 - (1) 5 March 1951

To: LRD Chief, KCAR

From: Takeichi Hayashi, LB Chief, Tokyo-to

Subject: Red purge in Victor Auto Co. Ltd.(The report No.2)

With regard to the subject, I submit herewith an information made clear since the case was reported, as follows.

1. Circumstances after the second red purge was conducted.

The second red purge on 26 Feb. 1951 was approved by the union on the same day as already reported. Since then the circumstances are quite peaceful. Purgees have been partly trying to organize Anti-purge Federation and struggle jointly with District Cells. However, there is no organized movement, except the distribution of handbills, exerting almost no influence on the general public.

2. The attitude of the company after the red purge.

The company dealt with 15 red purgees on 23 Feb. 1951 of its own footing. As emphasis was laid on the elimination of main persons this time, the next step may be considered if necessary in accordance with changes of situation. At the current phase as above mentioned, there will be perhaps no more development than at present.

3. Retiring conditions.

In spite of the presentation of following retiring conditions by the company, only three of purgees applied for voluntary retirement until the fixed date, 26 Feb. 1951.

(1) In case of recognizing the adjustment by 26 Feb. 1951, persons concerned will be paid the following retiring allowance by the company, handling the case as a requesting retirement.

Regular retiring allowance + Special retiring allowance + 2 day wage during the suspension of attendance + 50% of basic wage

(2) Persons who do not approve the adjustment by 26 Feb. 1951, will be discharged on the date of 23 Feb. 1951 and paid by the company as follows.

Advance notice allowance + Regular retiring allowance

4. The list of retiredpersons.

Date of purge	Name	Working place	CP register	Remarks
9 Feb.	Kayoko Nagasaka	Fuchu	Inashiro Cell	
2	Renjiro Omura	Tokorozawa		Union Sub-President

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

9 Feb.	Masaaki Kurihara	Tokorozawa		
"	Hideo Yamada	"	Ex-Victor Cell	
12 Feb.	Morio Kiso	"	Tokorozawa Cell	Tokorozawa Trustee
"	Kiiko Sato	"		
20 Feb.	Toshio Fujita	"		
23 Feb.	Sanji Hamamoto	Fuchu		Fuchu Trustee
"	Hiroshi Sekine	Tokorozawa	Minamitama Cell	District Committee
"	Jun Arishima	"		
"	Takshi Uchino	"	Ex-Toshiba Cell	
"	Tomoji Miyazawa	"	Hanno Cell	
"	Hiroshi Miyadera	"		
"	Toichiro Tanino	"		
"	Taro Nezu	"	Minamitama Cell	Branch Sub-Chief
"	Shohei Saito	"	Kawagoe Cell	
"	Koji Yamada	"		
"	Tsuyoshi Sekiguchi	"	Hanno Cell	
"	Tomizo Ito	"		
"	Tsuneo Takahashi	"		
"	Takashi Takayama	"		

Supplementary Note.

1. The standard of adjustment.

Persons who are not cooperative with the company.

2. The tendency of purgees since reported as above mentioned.

(1) All of 22 purgees proposed voluntary retirement to the company on 27 Feb. 1951.

(2) Anti-purge Federation has been dissolved of itself owing to being out of step by affiliated persons.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

労発報第七號の二十

昭和二十六年三月五日

東京都労働局長　林　武一

関東民事労働課の廃止

ビクターオート株式会社における赤色追放について（六三報）

標記のことについてその後判明せる情報左記の通り報告する。

記

一、第三次追放後状況

二十三日の第三次追放については即日労組においてもこの指導よろしきにより追放者については即日労組の組織化と地下細胞との共存が試られているが、ビラ撒布の程度、組織化された動き等は一般に与える影響は僅少である。

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

二、追放後の会社側の態度

会社側としては二十三日すでに五名の追放による外、追放指置にまだ手を下したわけではないが、今回の排除に重点がおかれている関係上、状勢の推移如何によっては前記の次指置の断行も考慮しているが、外つたら現段階においては発展はないものと認められる。

三、退職條件

会社は次の如き退職条件を提示したが、所定の二十六日までに任意退職を出願したものは僅か三名であつた。

(1)、二月二十六日までに整理を承諾したる場合依頼退職として取扱い次の退職金を支払う

規定退職金十特別退職金十出勤停止中本俸の五〇%

(2)、二十六日までに承諾しない者は二十三日付にて解雇とし

(3)、解雇予告手当十規程退職金

(大川原約)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

四、退散者名簿				
昭和二十年四月	氏名	所属		
二日九日	長嶺香代子	府中	元ビクター細胞	
〃	大村連次郎	所沢	所沢細胞	
二日十三日	栗原正昭	〃	所沢詩人集	
〃	西条勇男	〃		
二日十三日	水谷大守男	〃		
〃	佐藤キイ子	〃		
二月二〇日	藤田利夫	〃		
二日十三日	梁本三次	府中		
〃	関根太弘	所沢	南多摩細胞	
〃	加藤五郎	所沢	所沢細胞	
〃	布島	〃		
二日二十日	内野鷹四	〃	元東女細胞	
昭和二十年四月	籍	職		
二日九日	稲城細胞	副組合長	府中評議員	
		所沢評議員	地区委員	

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

二日二回の	宮沢登茂七	所沢	一頁参照
〃	宮寺博	〃	
〃	谷野東一郎	〃	
〃	根岸太郎	〃	
二日又は三日	若森庄平	〃	
二日又は三日	山田甲二	〃	
〃	東丸大克	〃	
二日又は三日	伊藤太美蔵	〃	
〃	高橋常雄	〃	
〃	高宝玉松	〃	
〃	飯能	副支部長	
〃	南多摩地域	〃	
〃	川越地域	〃	
〃	飯能地域	〃	

追記 大越亜光郎

二日警視庁集合 会社は小野力方すみ

二日警視庁集合後以て全員任意退散を申出でたるも其の後の動向 ①全警視庁より五日又は六日頃その筋の呼出しあるべきも ②東京刑務所通ずるその筋の要求不問の為自然解消となつた。

（大川原約）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

File

SUBJECT: Agenda for LPS Chiefs Conference in Tokyo

1. Operation of LPS Chiefs Conference in future (Tokyo-to)

2. Investigation and decision of budget for the fiscal year 1951 (Saitama)

3. Clarifying the existence and character of LPO by law (Nagano)

Reason: According to the directive by Vice-minister of Labor, RO. No. 4, Labor Ministry, 1 Mar 48, a LPO has been treated as an administrative agency by law, however, the Local Autonomous Agency strongly opines that the LPO be rather considered as an agency which disposes of a part of the affairs of a prefectural governor. Consequently in this prefecture troubles are apt to occur between Labor Dep't and General Affairs Dep't concerning the actual operation of administration. Therefore it is deemed necessary at this moment to make some legislative measures, if possible, like Health Center Law (Law No. 101, 1947), by Labor Ministry to clarify the existence and character of the LPO.

4. Counter-measures for furtherence of welfare activities (especially some practical concrete method) (Gumma)

5. Study of labor rallies (Tokyo-to; KCAR)

6. Subjects for labor education and opening of Labor Education Technical Research Meeting (Gumma)

7. Immediate installation of 16 mm films and library as a part of measures to be made for the promotion of visual education. (Tokyo-to)

8. Immediate decision of plans for the opening of an athletic meeting for 1951. (Tokyo-to)

9. Issuance of labor news (organ) (Ibaraki)

Reason: Relation between information papers issued by local public corporations and the directive (CHIREN No. 69) by the Local Autonomous Agency concerning the ban of analogous affairs to general newspapers.

10. Labor Newspaper (organ) (Kanagawa)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

Items for which informations are solicited:

1. Outline of budget for labor policy in each prefecture for the fiscal year 1951(Tochigi)

2. Estimated budget for enterprise expenditure for 1951(Chiba)

Explanation: By knowing the budget for enterprise(estimated amount will be all right) and by comparing the total budget for enterprise with the original (estimated) budget last year, we want to know how much decrease or increase exists between the two.

3. We are considering to put into practice a "section system" in a LPO and we want to know the actual situations in each prefecture. (Nagano)

Explanation: The LPO is an administrative agency whose character is based on laws. Furthermore in this prefecture in view of the fact that according to financial laws, the LPO has basically an independent authority respecting budget affairs, we make the LPO conduct its own budget affairs. Moreover the LPO has a direct contact, as a field agency, with the prefectural people and executes all administrative affairs assigned to it. Therefore in view of such duties and responsibilities of the LPO, we consider it exceedingly necessary to set up two sections, that is, General Affairs Section and Business Section under the supervision of the Chief and to appoint a chief to each section thereby making him accomplish his duty; the Labor Dep't of this prefecture is at present making efforts to put into operation the said plan. In this connection we want to know the opinions of each prefecture.

4. We want to know the outline of results of the movement for the furtherence of conclusion of trade agreements during 1950 and also the furtherence plans in this connection for 1951. (Nagano)

5. Welfare activities counter-measures by labor unions in each prefecture (Tochigi)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

SUBJECT: Programs on the afternoon of 23 Feb 51 at Kanto Bloc LPS Chiefs Conference at Kantokutei, Bunkyo-ward.

1. Budget for 1951: Budgets for each LPS are smaller than these of last year by approximately 10 to 40%, therefore they have a fear whether or not they can meet their plans for this year. Labor Ministry representative stated that subsidiaries for 1951 are almost hopeless and that only equalization grant be expected although these are not final decisions. He, however, emphasized the necessity and importance of LPS activities regardless of the drastic cut in their budgets especially in view of the serious situation following the Red purge last year and insufficient activities on the part of the LPSs may bring to naught the strenuous efforts of past 5 years by them.

2. Welfare activities: This subject centered almost entirely on a labor bank. In Saitama and Gumma this plan is under way. Chiba is on stage clerical procedure for permission to establish a labor bank. Nagano has also a plan. No objection is raised from outside agencies for establishing one except in one prefecture where post-offices and agricultural associations were opposed probably from fear of losing customers. Niigata opined that it would be better to have a big labor bank sponsored by Labor Ministry with a branch in each prefecture throughout the country. LM representative replied not so much in official statement that such a big organ coming from the top will be unfit for labor movement and that even admitting that, an attempt which involves surprisingly a large amount of money will be impossible for Labor Ministry to undertake.

3. Labor organs by prefectural government: Already reported.

4. Labor athletic meeting: Labor Ministry has no budget for this program, therefore it should be conducted at the expense of each prefecture concerned. This meeting is a block meeting and Tochigi vaguely expressed its willingness to be a place of meeting(chief sponsorer).

5. 16 mm film pool for Kanto Bloc: Problem for installing one seemed to be the problem of fund. It was vaguely concluded that a small committee be established with the assistance by Labor Ministry to make further study. Some opined that the best way would be to get this matter taken up by Labor Policy Association under LM. Others opined that exchange of films already used among prefectures will be desirable for the time being and it was concluded that the list of films in each prefecture be submitted to Tokyo.

6. Section system in LPO: Kanagawa has two sections in each LPO

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

although this system may not be so desirable in a LPO where the number of officials is small. Tokyo has several problems in this matter because, for example, in Tokyo a section chief is rather a high rank, too high to have a section chief in a LPO, and then the balance of ranks of officials of PESO must also be considered.

It was disclosed that in Kanto area there is no KAKARI-CHO provided for in the governmental job-classification which indicates that the ranks of officials in LPO are much lower than those of LPS.

7. Legal character of LPO: There are two kinds of governmental agencies, one is an agency which is to be set up and the other is one whose setting up is optional. Labor Ministry supports that a LPO is a non-optional agency which must be set up regardless of the volition of the prefectural governor while the Attorney-General's Office maintain that a LPO is a optional agency, therefore its setting up depends upon the volition of a prefectural governor. Such differences of opinion apparently depends upon the interpretation of the provisions concerned. As to importance of an existence, it seemed that the comparison of LPO with Health Center which is provided for in Health Center Law is not proper. Anyhow the legislation more clear than heretofore was strongly desired.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

1-C ✓
2-F
3-B
4-P
5-file ✓

Ro-Ro-Ho No.3 7 Feb. 1951

To: Chief, LRD, KCAR

From: HAYASHI Takeichi, Chief, LB, Tokyo-to

Subject: The trend of preparation meeting for forming All Japan Service Establishment WU Council (provisional name).

I submit a report herewith regarding the above subject and its circumstances as follows.

On 15 Jan. 1951 at 1800 hrs. at the 2nd Floor Hall of Fujikoshi, Ginza, under the auspices of All Japan Hotel Employees WU Federation was held a round-table conference, unions officials of Imperial Hotel, Daiichi Hotel, Nihon Shokudo(Restaurant), Meiji Shoji (Trade), Kimura-ya Resaurant, and Alaska(not yet organized) assembling. (Morinaga and Olympic expected to join were absent.)

This meeting was held for the purpose of maintaining the horizontal linking of all unions in connection with eating and drinking establishments, which have a common character in the point of service establishment. As it was the first meeting on that day, first of all, the exchange of informations and views on the present internal circumstances of unions, various problems being faced by all the unions at present, the policy for the future etc. were made. After that, the exchange of views was conducted on the organization, purpose, business, management machinery etc. of "All Japan Service Establishment Employees Unions Council" based on a tentative plan by the Hotel Employees Federation. The meeting was closed at 2100 hrs.

The draft rules of the council based on the tentative plan by the Hotel Employees Federation are as follows.

All Japan Service Establishment Employees WU Council;

Abbreviated name: "Zen Sabisu Ju Kyo".

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

Organization: This is organized by all the units of Employees WUs engaging in Hotels, "Ryokan"(Inns) and Restaurants all over the country.
Purpose: The treatment for service establishment employees is remarkably low in comparison with workers in other industries. Its surroundings are considerably feudalistic. And they are in the circumstances, in which even the lowest working conditions in accordance with Labor Standard Law are almost violated. Therefore we are going to organize the council ~~by~~ with employees workers unions in connection with service establishments which have the same object; attempt the accomplishment, by mutual cooperation and connection, of democratization of management, maintainance and improvement of working conditions, advancement of social and cultural positions of employees, promotion of joint welfare, perfect execution of various Labor Relations Laws, and assurance of basic human rights; and start for the purpose of uniting All Japan Service Establishment Employees in a body for the future.
Business: Counter-measure for Labor Relations Laws, particularly perfect execution of Labor Standard Law, Unemployment Insurance Law and Health Insurance Law; counter-measure for wages, investigation of wages, ~~and~~ establishment of lowest wage system, and establishment and counter-measure for retiring allowance system; collective bargaining with the group of management, stimulation of the management democratization, joint opening of cultural, physical, social welfare works, publication of an organ (propaganda and education for union members), and other necessary matters in order to attain these purposes.
Management machinery: Committee and Standing Committee.
Committee:

1. Number of committees shall be decided in accordance with the number of persons recommended voluntarily from local unions.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

2. It shall be made a voting organ.

3. It shall be called up by the union on duty if necessary.

Standing Committee:

1. It shall be constituted by several persons.

2. It shall be made an execution machinery.

3. It shall be called up by the committee on duty if necessary.

Fee:

1. It shall be collected by the standing committee if necessary.

2. Acount shall be taken charge of by the committee on duty.

This council has no final binding power, but responsibility to be cooperative as much as possible.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

労働報第三号
昭和二十六年二月七日

東京都労働局長 林武

関東民事部
労働課長 殿

左記事業従組結成準備会の議会（仮称）結成準備会の開催の件別紙の通り報告致します。

記

一、日時 二月十九日午後六時より
一、場所 全国本社ホテル従業員組合会館主催のもとに本社ホテル、又日本会館（又は組織の各組合役員の集合所）
一、議題 加入予定の株式会社共通性を有する飲食業関係の各組合
一、出席者 約二十名
一、会合の目的 こんどの会合はサービス業とハーと共に会社側の横槍連絡を防止する為行うという。

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

目的	1. 労働運動の基本的人権の確保等について、互いに連絡協力して、その達成をはかり、もって、事業の今後における全日本のサービス業従業員の大同団結のための締結を図ることを目的とする。
運営機関	2. 労働運動の基本的人権の確立、労働保険、健康保険の完全実施、賃金調査および最低賃金制の確立、退職金制度の確立対策、全官公労働団体との連絡提携、政治活動の民主化促進、文化団体との連絡提携、生活福利事業の共同施行(組合員に対し宣伝放送)その他目的達成に必要な事項
	3. 本連合会は、左記の運営機関を置く。 (1) 委員会 (2) 決議機関
	4. 委員会は各単組の目立の人員による。

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

（大川原約）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

1-CMP 2 FRX 3-Bny +pcd 5 file ✓

Tokyo

RO-RO-HO NO.5 19 Feb. 1951

To: Chief, LRD, KCAR

From: Takeichi Hayashi, LB Chief, Tokyo-to

Subject: The trend of "Nichi-Ei-En" Tokyo Area ~~Management~~ Council

I submit a report herewith on the general situation of the above subject as follows.

1. General situation.

"Nichi-Ei-En", the future tendency of which has been watched since "Nichi-Ei-En" Shochiku Branch seceded from "Nichi-Ei-En", is likely to be planning the unification of the labor front by appealing to separate cinema houses. The active movement of unification has been conducted since 23 Jan. 1951. The first round-table conference was held on 6 Feb. 1951 at "Shinjuku Bunka Gekijo"(Cultural Theater). Theaters attended on that day are Sanwa Kogyo, Chiyoda Kogyo, Koto Rakutenchi, Prince-za, Hata Kogyo, Ikebukuro Toyo and so forth. The result was that ~~their views seemed to have been accorded with~~ the consensus of opinion seemed to have been that it is difficult to overcome the present difficult conditions by WUs of separate cinema houses alone, so ~~various~~ the participant cinema houses unions should assemble once or twice more to conduct round-table conferences, ~~as a result of which~~ and a "Toitsu Iinkai"(Unification Committee) - provisional name - ~~would~~ may be set up according to the result of these conferences. By the way, Shibuya Shochiku, Taisho-kan, Subaru-za etc. did not participate.

2. Prospect in future.

It is likely to be keeping pace with the joint struggle appealed to other WUs by ~~such as~~ "Zen Nichi Doken"(All Japan Engineering and Construction), so that ~~the trend in future appears to be noticeable.~~ the future outcome of their movement is to be watched with attention.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

東京都公文書館

警衛警察関係

警衛民事部

警政課長殿

日映演東京地方協議会の動向について

標記のことについて通り報告する。

記

一、概況

日映演東京地方協議会の日映演脱退以来、引き続き今後の動向を注視していたが、去る日映演東京都支部の日映演脱退に伴い分裂した東京都労働組合連合会（東労連）は、去る三月二十六日、東京都労働会館において、同盟と小会議室において開催した。当日の本部劇場は三和興業、千代田興業、江東興業、池袋東洋劇場、その他東京都労働組合連合会（東労連）の運動を行い、その外一般の組織会が三月六日以来活発に統一の運動を行い、その外一般の組織会が三月六日以来活発に統一

東京都労力局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

秋篠の改造が不可避の現状の打開は困難であり、今後の動向は注目すべきものがあると思考される。

（大川原稿）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

1-C
2-F
3-B
4-P
5-file

RO-RO-HO No. 123 29 No. 1950

From : Tokyo-to Labor Bureau Chief, HAYASHI Takeichi

To : Chief of Labor Relations Division, KaCAR

Subject: With regard to set-up of "Denki Kigyo Rengo Kondankai" (Electric Enterprise Allied Round-table Conference)

Among various unions concerning electric industry an opinion to strengthen the connection with unions of same industries is appearing. Hitachi General Federation and Fuji Electric Labor Union are leading in co-operation with other unions of 6 companies to encourage the labor movement for the future.

The first meeting of Enterprise Allied Round-table Conference was held on 6 Nov. at Hitachi General Federation Omori Annex, and the second meeting took place on 15 Nov. at Hitachi General Federation Headquarters (12 2-chome Marunouchi, Chiyoda-ku). The object of the meeting is the following according to Hitachi General Federation Organization Department.

"If each democratic union extends struggles separately under the present capitalistic offensive, we will never grasp advantageous terms for us. Consequently, we are going to start strong fights in close co-operation with each other in a line of struggles for increase of wage, year-end bonus, and trade agreement which confront with us."

In view of the above object, all affiliated unions including Hitachi and To-shiba as leaders have started to struggle for increase of wage and year-end bonus, holding mass meetings simultaneously.

At the opening of struggle for year-end bonus, statement was made at the Enterprise Allied Round-table Conference that each union should submit the demand to the company respectively by the end of November and start struggles at the beginning of December simultaneously, keeping step as much as possible.

The Round-table Conference issued announcement, inside and outside, prior to struggles that various definite matters will be consulted with at the meetings to be held several times in future.

(Names of affiliated unions at the meeting)
Hitachi Seisakujo Labor Union, General Federation, Mitsubishi Denki Labor Union Federation, Fuji Denki Labor Union, Meidensha Labor Union Federation, Nihon Denki Labor Union Federation, Oki Denki Kogyo Labor Union Federation, Yasukawa Denki Labor Union Federation and To-shiba New Labor Union Federation.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

「現在の資本攻勢の下に各民主的労組が各個ばらばらの斗争をしたのでは決して我々の有利なる条件は勝ち取れない。ここに我々は当面する賃金値上げ斗争、年末斗争、労働協約斗争に一線を揃えた緊密な連携の下に強力なる斗争を展開するものである」

右の主旨に鑑み加盟各労組では日立、東芝をはじめ一斉に大会を開催し賃上げ年末の斗争にスタートしている。

企業連合懇談会ではこの年末斗争を展開するにあたり十分なる斗争を展開するとも会社へ要求書を提出し限り足並を揃え十一月末までに各労組とも会社へ要求書を提出し三月初頭一斉に斗争を展開すると言明している。

斗争を長期に亘る為には内外に發表し具体的な点は今後幾回かもたれる会合において話し合うことになっている。

（企業連合懇談会加盟労組名）

日立製作所労働組合総連合、三菱電機労働組合連合会、富士電機労働組合、明電社労働組合連合会、日本電気労働組合連合会、沖電気工業労働組合連合会、東芝新労働組合連合会。

以上。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

労々報甲一二六号
昭和三十五年十一月二十九日

関東民事局
労働課長殿

東京都労働局長 林 武一

賃金値上げ闘争その他をめぐる電機合同業労組連絡懇談会の設置について

電機関係各労組の間において同業労組連合と富士電機労組とが主力となって他の六社労組と協力し、今後の労組運動を推進する事になったが強く出て来た。そこで日立総連合企業連合懇談会甲一回の会合は十一月六日日立総連合大森別館に開催さ小引続き甲二回は十一月十五日日立総連合本部（千代田区丸の内二ノ一）で開かれた。懇談会の主旨については日立総連合組織部において左記の通りのべている。

記

東京都労働

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

労々報第一四一号
昭和二十五年十二月二十一日

東京都労働局長 林 武一

関係事業労働紛争調停委員会

扶桑電球労組の越年闘争をめぐる動向については標記のことその概況左記の通り報告する。

尚本件については追って詳報する。

記

一 労資の概要

(一) 会社側

名称 扶桑電球製作所

所在地 品川区南品川五ノ六ノ七

業種 電球製造

労働者数 男七六、女八二 計一六〇名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(4) 産業の種類　機械器具工業（電球製造）

(5) 社名　美有　社長　亀山光一

(6) 今日までの経過

当会社は本年一月までは松下電器産業㈱呉川工場として専ラナショナル電球の製作を担当して来たのであるが当該工場は三十四年度において不良生産に因り約一大口万円の多額にのぼる損失を出したので会社至急の上から一月三十一日今下より分離して標記名称を以って松下電器常務亀山光一氏を社長として新設会社を発足せしめることになつた。

尚その後引続き従来の業務を専ラに今日に至つているが松下電球として市井に販売されている。

(7) 労組側

名称　㈱　扶桑電球労働組合

（大川原納）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一、所在地　品川区南品川五ノ六七

一、組合員数　男五八　女八二　計一四〇名

一、上級加盟団体　新産別

一、役員　組合長　鈴木孝

一、今日までの経過

当組合は新設会社の発足と共に旧松下電器労組品川支部を二月二日新に標記労組として企業組織に改変したものであるがその後新産別に加盟斗争としてもり発足後八月に逮捕令要求があげられるがこれ迄小とても組合は争議行為にまでいたらず御労幸つて解決しているという情況で今日までこぎつけて見るべきものがなかつた。然し組織は割合に充実した体制をととのえていた

二、梗概

本紛議は去る十月三十日会社側が企業より極左分子の追放と称して後記組合幹部四名の馘首を発表したことにその端を見るのであるが当該労

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

組は不当便乗賃上げ首反対を唱えて上級加盟の全電機労働地元社会党及び民主団体の協力によって6月20日政府当局は三日にわたる抗議文とその問中二組合の崩壊の危機すら包蔵されていたが一ヶ月余の苦斗の結果その成果をおさめて遂に十二月十五日労記解雇を白紙還元(復職)等協定を見るに至りここに本紛議をようやく解決の糸口を見出すことを得た

三、至過の情況

(1)第一段階(企業より退校発表と号組の対策)

十月三十日

午前の作業終了後会社側は組合幹部に対し会見を申入れ席上木田人事部長より即座に全立会の鈴木組合長等四名に対し企業防衛と称して詳細な勧告文を手交すると共に脱退施設よりの退却方を要求し併せて本件については一切の会見を受けない旨言明そのまま会見を打切った。

(大川原的)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

この様な予想しない事態の到来に該当者は元より組合側も困惑したがその場は一応引取り平穏に退去を行った。然し会社側は万一に備えてか品川署に要請し警察官を配しその夕よりは特設の防衛団(組合は暴力団と称して、る)を以って社内の警備を固め被勤告者は再度の入門は不可能の状態となった。

又勤告書の内容及び被勤告者氏名

号(各人と合文)

今般当所の企業防衛と平和の発展の為貴殿に対し昭和二十五年十月三十日附を以って退取を勧告する。

右勤告に対し昭和三五年十一月一日正午を以って解雇する

尚勤告時より当所内に対し貴殿の出入を禁止する。

東京鄙労力局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

昭和二五年十一月三十日

被勧告者氏名

組合長　鈴木孝

書記長　小林金太郎

執行委員　平林健蔵

〃　花村千壽男

3. 以上の経過に対し組合側では全電機器の幹部の来援を求め翌三十一日午后五時より券託四名を除く残留員で委員会を開き次の如き決定を行い今后の斗争方針を確立した。

(イ) 四名について法廷斗争を行う。

(ロ) その間の生活保障法廷斗争費等は組合が一切保障する。

(ハ) 四名の解雇は認めない。

(大川原稿)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(3) 会重機器に交渉を依頼する。

(4) ニ小に使兼ねる不当解雇に対しては実力を以てヰう。

(5) 校宮副組合長辞任の申出は取消

(6) 校宮副組合長辞任については本人は従前よりしばく辞意を表明してお

(7) 以上事実上は殆んど責任抱棄の状態にあつたが組合長の慰留によつて現在に至つていたものであるまつた。然るに今次の追放が断行されるに急拠その態度を豹変して会社の重大危機だから幹部として職責を全うしてこの決定によつて辞任の申立取消を決せ小結局罷免することになつた。

(8) 以上同組合では彼が辞任を意図したものは地位を望んでいた為であり其の当所において組合幹部に対しての登庸を忘避する方針が現行せんとしたことにその理由があるとしているかに小を裏書する如く三十日以後校宮は特設防衛団(暴力団)を自ら指揮掌把し

(9) 本事実があつた。

東京都港地

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

4. 本追放日には、社長は大阪支店に旅行中のため不在であり尚該当者中共産党員は一名もおらず唯花村のみが昨四年二月入党全年二月三日松下組肥解散により脱党しており又その後の動向には顕著なものはなかった。

(ロ) 第二段階（交渉の経過と第二組合の胎動）

イ 号組は先の方針の決定の線により直ちに行動をおこし二月二日に新聞東京民事部等に支々事情を説明して配慮方を要請したが小により労働組合課においては六日関東民事部において同日夫々会社首脳部を招致したがこの如き情々の聴取を行ったのみで終った。

ロ、十一日六日組合側は午後作業終了後ここに委員会を開催し次の決定をなした。

(イ) 前回の決定の線を再確認し今後七名の交渉委員をあげて飽く迄

(大川原納)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

ロ) 今後の手続には外部団体との連絡応援は求めぬ会重機器に全面依存する。

3. その後組合側では会重機器を通じて会社側に対し十一日まで限定して団交の申入れをなしたが会社側はこれに対し会社側は十四日と回答して来た為組合側は二ヵ月を不誠意であるとして十日再度なる二ヵ月は無期限残業拒否の挙に出ずることを要求すると共に回答なき時はこれを警告したが組合は予定行動とをも警告したが遂に会社側はこれを拒絶した組合は予定行動に入った。

尚この間十日に会社主催の三越劇場観劇会には組合側は二ヵ組合側は団交に全重機器幹部を懐柔策と一疏した。

4. 十一月十四日会社指定の会見日にあたり組合側は団交に臨んだが会社側は今回の退取勧告についての経緯を説明し結論として雇用そのものについては妥協の余地はない」との意を表明したのに対し組合側では「全員とはいわずとも一部の復取を認めよ」と迫ったが会社側はこれを拒絶せまし

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

つたが遂にそのまゝにて物別れとなつた。

之一方この頃より組合内部に先の副組合長たりし松宮等を中心に分裂策への胎動があつたが十五日に至つて中二組合結成準備委員会が設置を見るに至りようやく表面化した動となつた。

尚結成趣旨及び運動方針としては次の如きものを掲げている。

(1) 趣旨

現在の組合の行方は我が工場そのものに対して非協力的であり且つ破壊的であるとしており

(2) 運動方針としては

a 戦災電球工場の再建

b 生産増強

c 賃金の一括拂と賃金規定の合理化

d 明朗な職場の建設

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

6. 十月十七日第一回の団交が開催されたが会社側は四名の復職に関しての団交は一切応じられないの一点張りで結論を見出せずこにおいて組合側は会社の不誠意に対して抗議する為翌十八日午前十時三十分より十二時までの間ストを敢行することを宣言し小が実行を見た。

7. 続いて第二回の団体交渉は二十四日更に第三回は二十八日と開かれたのであるが何等の進捗を見ず第三回団交の終了した二十八日午後組合は最後的な手段として抗議スト三日を決議し断乎会社側の反省を促すことになった。

8. 翌三十九日会社側はスト宣言を手交すると共にストに突入したのであるが当日会社側は組合員及び応援団体の場内立入を拒否するの挙に出たので紛糾、品川署員の出動すら見る事態となったが情勢は発展せずして終った。

尚神雅を見たる組合大会においては暴力団排除を決定直ちに会社

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

棚及び警察に小が突破の交渉に入った。

9、十一月三十日会社は依然組合員の入場を拒んでいたが全電機器及び組合執行部は交渉の結果組合事務所への立入は許さぬことを一日と抗議ストを決行したが引続いて四五六大

10、かくて組合は三十九日から一日とストを続行一方にあっては友誼団体たる全斗会下の官公労働電機統評統同盟などの民主団体が協力支援し対己民宣伝活発な動きを見せた。

11、この様な状況にあって会社側はまず三組合を中心に操業を続けて来たが作業は事実上麻痺状態を呈し漸く苦境に立たされるに至った。

12、時たまく上京中であった扶桑電球製造所の親会社たる松下電器産業の高橋専務は労資双方と懇談会をもち解決を斡旋案として大要次の如きものを提示した。

「松下電器としても電球の需要期を前に生産停止を見ることは本

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

高ではなく又組合員とても手
重大なる問題であるから組合
しては如何。又四名の生活保障
らは松下において会程度の
に会社側と交渉しては如何。
尚この際会社側誠意者の基準を説明すると共に反証
の用意ある旨を明言した由であった。これに対し組合側は松下連
器高橋専務の斡旋たついては即答をさけ会社の基準説明につ
ついてはこれは誠意者発表に来出したるもの正に不当労働行為あり
組合弾圧としか考へられないとしてその日は散会した。

13. 七日以降ストは依然続行せられていたが十一日に至って会社は組
に談合したとき」旨の申入れにより今日午後社長と会見に入つたが会見
の内容は会社情況を説明した程度にて誠意については後ろ向の態度は
何ら改めることは言さなかつた。

東京都労働仿局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

4. 十二月十二日午後一時より当工場労安地
器の主催に全電機器等未争統蹴起大会が開催され
測面から圧力をかけた
以上のように漸く事態は好転傾向にあつたが労組としては先の斡旋及び
新に示された基準案について検討の結果種々の情勢は一応争議行
為を停止し最終的解決（協議を図ることが妥当なりとの結論から
十二月十五日に至つて次の如き協定を締結するに至りここに一応の解決の
糸口を見出すに至つた。

協定書

一、扶桑電線製造所は鉄木孝、小林金太郎、花村十喜男、平林健
藏及び小林エキ江の解雇を一応白紙に返し復職させる
一、扶桑電線労働組合は争議行為を停止し平常業務に返す。

（大川原）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

寫

覽

書

扶桑電球製造所

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

全日本電器機器音響工業労働組合
中央執行委員長 斉藤欣也殿

一、扶桑蓄球製造所は金一封（金弐拾万円）を生活困窮者の救済資金として扶桑蓄球労働組合に十二月二十五日に支給致します。

今後の情況を見る時この本協定書の内容にも見られる如くたって不明瞭なるものでこの点のみにしては一応の現状維持と争議行為の停止が確認されたのみであるので飽く迄本協定による根本的解決を見るまでには今尚相当の間の協議を要するし又更に労組合の動きもありこれからくる変化すら思考せられるものがあるのでこれが今後の成行には注目せらるものがある。

この点まで漕ぎつけたことはとにかく労組の斗争の賜し、成果であり企業よりの赤色追放をめぐる便乗整理としての顕著な例示であるとも、えよう。

扶桑蓄球製造所長 有馬光一
代理 本庄亀次郎
労働組合 田太郎

（大日本印刷）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

五追記

協定書記名の小林ユキ江については二小がそもそも今回の追放指定に出た線由たるものと思考せられる。当人は労組専従者でもあり又工場の女子従業員の先任者的地位にあったものであるが過日基準監督署係官の臨検に際し工場施設不完全又賃金状況等を陳情したことが会社の忌諱し遂に当人辞職勧告を行うに至った。二小に対しては組合は積極的に支援せんとしたが本人より自己退職の申出もあったため組合としては取り上げずして終ったがこの際にも組合役員としての本該当者の行動が大胆であった為その後は会社側はこれに注視をするようになった。

(品川労政事務所長談)

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

労々報 第三号

昭和二十五年十二月七日

日本蚕業倉庫労働組合
東京都支部

一、概況

当事業場においては今年三月二十日企業整備を行い、六八名の人員整理を行つたしかしその中三七名は解雇無効の仮処分申請を行つた。ところが解雇者の主張が通り三月十三日「解雇は小に不服として東京地裁に対し三月三十一日の意思表示の決定が下つた。会社側はこれに対し執行停止の申立を行つた。この異議申立については現在も引続き審理中である。

一方会社側は三月十六日解雇有効の仮処分申請を行つたがこれに対しては三月三十八日却下と

東京都労働局長 林 武 殿

日本蚕業倉庫労働組合東京都支部

一、概況

当事業場においては今年三月二十日企業整備を行い、六八名の人員整理を行つたしかしその中三七名は解雇無効の仮処分申請を行つた。ところが解雇者の主張が通り三月十三日「解雇は小に不服として東京地裁に対し三月三十一日の意思表示の決定が下つた。会社側はこれに対し執行停止の申立を行つた。この異議申立については現在も引続き審理中である。

一方会社側は三月十六日解雇有効の仮処分申請を行つたがこれに対しては三月三十八日却下と

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

なった。そこで会社は改めて三月三十一日に再び解雇の意思表示を行うと共に会社の申請の却下されたことに対して四月五日東京高裁に即時抗告を行った。これについては現在高裁において審理中である。

以上のような状況で解雇者の身分が保全されている為会社側は四月以降これら解雇者に対し自宅待機を命ずると共に給料を継続して支払っている。その為会社側は解雇の効力は決定で争われているが給料の負担を免れる為今回新に仮に過去の解雇が会社側の敗訴となった場合を仮定して予備的にレッドパージにより解雇しようという事になった。

会社側は四月十七日組合に対して申入を行いレッドパージを通告し組合の承認を求めた。組合は十九日総会を開き態度決定を行ったが会社側の措置を承認することおよび解雇者が二月以降依然として組合員の資格を有していたのを十一月十九日を以って組合員としての権利義務の停止を決定した。そこで会社側は解雇者三十七名に対して十一月三十一日

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

パーヂの通告を行った。通告書の概要は次の通りである。

二、通告書

当社は去る二月企業再建の為企業整備を行ったが貴殿は之に反対して東京地裁に対し身分保全の提訴を行った。しかしその後の国際情勢の緊迫化に伴い企業内において破壊的分子の排除はその前の示唆もあり企業の責任において之を行わねばならぬようになった。対しては去る三月三十一日の再度に亘り解雇の意思表示をしこ小が効力については裁判所において争われているが仮に之が会社の不利になった場合を仮定して予備的に貴殿を十一月三十日附を以て解雇する。尚予告手当、退職金等の支払については左記によって支給する。

追而、会社は秩序維持のため貴殿に対し十一月三十日以降後当事業場その他諸施設に許可なく立入る事を禁止する。

記

一、予告手当（労働協約の規定による平均日給の六十日分、平均賃金三六、〇〇〇円）

東京

都

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3

ス.退職金（退職金規定による、平均約三五、〇〇〇円）
ス.十一月分休業補償給（平均約五、〇〇〇円）
ス.支払期日　十一月二十二日
ス.支払場所　日本鉄業株式会社亀有工場庶務係
三、尚通告を受けた三十七名中十名は労働組合役員は無く労務員（労）中に五名のみとなっている。
バーデの結果でもろが労記の様な経緯で実施されたので解雇者側は本通告を問題にしておらず勿論一名も申出者はない。
会社側もバーデの通告をしても申出者はないであろうと事は予測していた所で単にバーデにより十一月二十三日附で解雇の意思表示を行ったという事実をつくったに過ぎない、としている。

（以下欠）

二通当書

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

労発第一三六号
昭和五十二年十二月十三日

関東民事部労働課長殿

中央書籍㈱の内紛について

標記について、その情況左の通りにつき報告する。

記

一、会社の概況

名称　中央書籍株式会社（東京都千代田区神保町一丁目五番地）

代表者　社長　伊東辰雄

従業員　三百名

二、組合の概況

名称　中央書籍労働組合

その他不明

堀田四郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

三、内紛の概況

イ 紛争とその経過

当社は共産党出版部のみ、放物を一手販賣して、最近は一般出版物を党出版部が一手販賣するのにほか当社も販賣する書籍の販賣を任されたが、冬期賞与問題以来販賣成績減じ止むを得ず一般書販賣の方へ重点を移したが、十月以降平均六〇〇円の賃金も遅延をはじめ十月分は一、六〇〇円支給されたのみと、うち続く状態となった。

加えて堀田四郎(専務)が、党の出版物を主流派の販賣店たのみ回し、同陰派の販賣店に廻さないので、同陰派に属する従業員は勤労意欲を失ない小売同社を宣伝店は反人民的全営でもって、地雑誌は給料の完全支払を要求して、強く主張しており、会社側は此処二、三の幹部を主謀とみられる小数名の同陰派系の従業員を解雇して十一月下旬就首を通告した。

(大川原納)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

七深い同心円を示す模様が表われる。
(ハ) ある時、土地、国際の二派に一個の大きな鏡を与えて研究させたが、二派のそれぞれの研究を続けての共産党の内紛として外部に小さくそれを宣伝しているのを極力抑えている。
(ニ) 現況
イ 細谷も当初は越年資金四万円支給と心心ぼそい話であったが、十一月末帰京の一週内の重傷を受けるに至り、この話はやや硬化したもの如くであるが、とに角秩父の山奥のカーテン内の二ヶ故深い処は今ならない。
(ホ) 指揮と見守っている。

(大川原約)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

SUBJECT: Negotiation with Day Laborers in Machida Area, Tokyo-To

1-C
2-FRT
3-BMP
4-ORS.
5-file

1. Date & time: 7 Nov 50, from 1400 to 1700 hrs

2. Place: Machida Branch-Office, Civil Engineering Section, Minamitama Sub-Prefectural Office, Tokyo-To.

3. Attendants: PESO side: Mr. Ishizaka, Chief, Labor Section
Mr. Tomizawa, Sub-Section Chief
Mr. Ozawa, Liaison Official

Labor side: Tokyo Doken (Civil Engineering & Construction) Machida Union
Mr. Ichisaburo Goto, chairman
Mr. Toshihisa Kimura, vice-chairman (Korean)
Ten Committee-men (including 7 Koreans)

4. Demands: 17 as follows:

(1) Opposition to confiscation of labor-pocket-book.

(2) Whole amount of educational allowance in aid be borne by Government.

(3) Exemption of the total local tax.

(4) No unplaced laborer and work on Sundays be effective from November.

(5) Entire exemption of electric charge, gas and water rate.

(6) Laborers armed with labor-card (seiri-hyo) be given a travelling expenses as a policeman.

(7) Year-end & New Year be made holidays-with-pay.

(8) Give us Y5,000 as winter allowance to prepare against winter.

(9) No discharge in other industries and give us regular employment.

(10) No suppression of laborers finding it difficult to live.

(11) Increase budget for work relief projects.

(12) Disclose destination and address of laborers for special demands.

(13) Up daiby wage of laborers to Y300.

(14) Establish 'unit chief (Hancho) system and pay allowance for such chief and vice-chief.

(15) Make the 10 Nov, the lection day for members of Board of

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

Education, a holiday-with-pay.
1697 - See back of page one.

5. Remark: The presence of 11 policemen (non-uniformed but armed beneath their private clothes which was seen as they move) even at the outset of the meeting in the room the interview took place exasperated the labor representatives who asked them, through the chief, to retire and they repaired to the next room. Then the above mentioned 17 demands were made one by one of which some were answered and others not by the chief.

Toward the middle of the meeting approximately 60 day laborers including some women laborers thronged the office and anxiously requested the intermediary report concerning the interview which was announced by one of the labor representatives, however, they were utterly dissatisfied with the replies by the chief and demanded the interview with the PESO chief who was them on a field duty.

When the PESO personnel were about to go outside the building after the meeting was over, the group of these laborers waiting outside interrupted them with threatening words, however, fortunately there occured no special violence.

The crowd reportedly had a discussion on their own after this interruption for about one hour and half.

P. S. The above is the digest of the report submitted specially by the Tokyo-To Labor Bureau at the request of this office.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

P.

失業対策情報及陳情報告.

町田地区失対就労者及就労要求者との交渉経過について

1. 日時. 昭和25.11.7.(火) 午后2時半.
2. 場所. 南多摩地方事務所土木課町田詰所.
3. 出席者. 安定所側. 石坂労働課長. 富沢係長. 小沢連絡員. 労働者側. 伝記す.
4. 交渉経過.

1時町課長以下詰所事務室に待期、2時近く代表者後前10市三部外集合して来たが、室内に入るや折から居合わせた町田町警察署防犯主任藤本警部補外九名の警察官を発見し不当弾だであるといきり立って課長に対して警官の臨席について詰問した。が課長は要請したものではなく警官の自由意志に基づいて来たものであると回答したが納得せず（警官は私服であったが上衣の下に武15装してありそれが動く度に散見された）険悪の空気がみなぎって来たので課長はこの様なことで兎や角云ふふうな話し合はしずらいとつっぱねた。その時就労要求をするためかねてから組合（就労者で組織する東京土建労組町田支部）と連絡済と想像される朝鮮人7.8名と5.6名の日本人婦女子が入室して来たので、課長は彼らの事務室侵入20について質した。久し就労要求と過激な示威動を以て答へた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

課長「これからの話し合いは労調組合との事だから君たちは部屋から出て欲しい、代表との話が急ったらぶら話しても良い」

就労要求者金昌煥（以前所内他区共対現場に就労したことがあり言語迷啓文、業務的できわめて理解力の乏しい男である）

「我々も就労希望だから今時に解決しろ」

課長「話の性質が異ふ君は外に出ふさい」

金「出る必要はふい、ここで話す」労働者代表木村利久外その他大勢已れに賛成し賛成した。

代表「警官を室内に留めおいて失業者に出ろとは何事だ、警官にそ退去させるのが筋だ」「それがおれたちを人間として扱はない話だ」「16原則（労働16原則であろうと思料されるも不明である）に反する警官はすぐ退場させろ」（後藤の言）

課長「それでは私の外に出て話をする」

代表「それが必要ふい警官さへ引揚れば文句はふいのだ、殴るつもりだらう、それならそれでいい、おれたちは体で身で汗のみだ」

藤本警部補「それでは自発的に私のオフで次の部屋に引下るから平穏に話し合ってくれ、もう警察官については何も云ふさい」と部下をうながし部屋の外に出る。2時10分。

課長「代表とは誰々だ名前を聞ふ」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

申年洙「私生から名前を云へ」申は書記として終始記録を取ってゐた）課長は富沢労働組合係長と小沢係員の3名だけと答へ代表委員長後藤市工部次長以下11名（云記）であることを確認して要求を聞く、これまでの間にすでて険悪なること数度に及んだが課長の態次と澁谷元前委員長が後藤委員長に会場を整理して会議の運行をカバーするなどがあってやうやく要求までに持ってゐった。

要求は八項目に分れ"全私安アブレ反対共斗委員会のものとほとんど"同一のものである、要求項目を読み上げさせ当方で記述し1項目毎に課長が答弁する事とした、要求項目について概念的に答弁どうして「この要求項目を課長が~~知つて~~承知しているか知らないかこれはアブレ共斗の線である、この要求は東京都庁、都財務局、東設計等も各等に提出済であるかわれたちの下部組織はやはり端末官庁をたたかわなければ上部官庁に及ばしがいからやるのである」

要求要旨	回答
1、手帳取上げ反対	手帳とは登録票の事だと思い現在すでに当所で取り上げたのはごく少数の事例を除いてはない。事業体から転入拒否の公文書が来た時に古い登録票を返還し、転出現住みだしたり甚し

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

く能率を下げサボをやるもの無断で転場し離脱したものその他の不正行為を発見した時は断乎取上を実行する。又取上げとは生活保護法への切換を含むと想うが、分会はその様な対象者は就労させない、現在は他地区就労者は調査の結果該当者はない。

（課長の答に対して要求）

取上げる事実があった時、個人の不正行為のあった時のことであるが、その時は組合に連絡して欲しい生活の問題であるから非を正し今后をいましめる。

（石。教育扶助金を全額支給せよ。）

（課長の答に対して要求）

学校給食費等は住民税減額についても町村に名簿を出してくれたこともあるのだからこの問題についても当局に対して善処方を要請するが、出来ないにとゞまった。

出来得るかぎり遵守する。

当所の問題外のことである。

関係外のことである点たちに組合があるから君たちで組るべく運動せよ。

（註）住民税減免について各人に証明する代りに名簿を町村に送った事例）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

3. 地方税を全免せよ。 （くどくどしく要求して来たが問題を次々に移す）	又も全く同答である。
4. アブレを far くせ11月から5日目毎日も就労させる。	技術上の解釈の一課長として要求を上司に伝える方法もよい。事務的で解決出来る問題であれば、労働法の精神に基づかねばならないから回答は出来ない。
5. 電気料ガス代水道料を全免せよ。	本庁所管の事である当地方にガス水道あるか、ないかは問題ではない。（電気料について要求するも問題外としてつっぱねる。）
6. 懇談費を持ってあるきには交通費をお巡さん並にしろ	国鉄については解らない。私鉄・私バスについては事業体に交渉せよバス通行線の路面工事については一応考慮されたこともある様に承知してゐる要求の向は次の事業体に連絡する
（註）地方事務所係官として応答せる地方道路補修工事について新川技師が交渉中であることを代表らせ知ってゐる）	
（新川技師とは東京都地方事務所道路課長の意である）	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

7. 年末年始を有給休日殿としろ 前例のあることだ"早人七司 に交渉する係り"を 8. 冬の仕友をするのに越冬資金 ¥5,000-8こせ.	権限外であるから回答を来ない。 答へず。 権限外であるから回答を来ない。
◎ミの頃より屋外に就労者 中間報告をホめる声しきりと起り	作業現場より引き上場に集り 山田一郎とおぼ"しき声にて 警官の居まことをアジり立て気勢を揚げ"盛んに煽動にねる様 室内にて感じられた。
9. 他産業のクビ切をふくせ, お れたちを定転につかせろ	定転につかせるのが本来の趣旨で ある、それについて目下課長は会 議に招集され、すべての求転票 に依る処理だからその運営方法 を研究準備中である、体勢の整 う時は近い。 他産業のクビ切をふくせと云っても 公務員として自ずと立場が異るから 運動は出来ない。

東京都 丁井印刷 (3K)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

◎中間報告を窓外的要求として，代表者月事務着が
ず室内迄迫って来る。

10.実対事業の手等をふやせ	二 オク、8次と今いてある町の地 をとしては出来るかどうか不明だ"

◎要求提出前の ~~会見時に事務~~ 警官の臨席してるたのを問題として
険をふくんだ云い廻しで弾圧だと解訴すると騒然とした
勢より立ち上り、一時はある種の事態が引起るのではないかと
10 さへ感じられ、又外より窓を引あけ 本当弾圧の ~~事~~ 事の盛ん
とより一部のものの指揮に依り3時之ふか口笛よりインターナショナル
の高唱起る この高唱は約1時間前まで続けられた。

11.口合へない労働者を弾圧するな。	弾圧した事しやうとも想はない 后のありか一安来までそうさせ て来たのだ"、町田の毎朝の紛争 時のゴタゴタは何だ"、係転重 に無理難題を何んで云ふのだ" 転重はヘトヘトだ"。
20 それは転室の給料だて来たのだ"。(と代表らの声もふる)	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3

P.

⑩ 騒然としてゐる折に本問題は最後に各論で出すことにして次に移す。	
12. 特需労働者の行先と所在を明らかにせよ。	この問題は労働課長では解らない 転業課長に聞いてくれ。 5 高橋係長 神宮「労働課長は取扱へない事になつてゐる」
13. 日当平300.—に引上げろ。	答は10項と合してある
14. 班長制を引け、職長・副班長の手当を出せ	班長制については課長はダマし ない。然し通報は事業体から受ける予定 10 手当は稼人員の中の手等の操作で あることを承知しておいてくれ。
15. 11月10日の教育基礎参日は有給休日に設けよ。	出来ない。労働省から定められた 通牒通り行ふ。この事は事業体 にも通知が来てゐる 16
16. 屋外労働者も区別なく就労さ	(通牒の要旨を説明)
せろ	実行にはそれは出来ない。
⑪ この時に到り金属機を先頭として就労要求婦	
女子5名を前に出し強硬に[redacted]家族 20	

東京 [illegible] (NE)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

P. ←

と或は自己の主張をフメキ立て16次回答半ばにして散
場の騒然秩序となり委員長付表及新労要求者ら言動の暴を
も出来ずケンケンゴウゴウとして17次回はウヤムヤとなり
要求出す時に3時55分、

5 新労要求の主なるもの

1) われわれの仲間の苦しいのは我れ我れが一番良く知って
ゐる手続はあと廻しにしてすぐ仕かせろ

2) 組合すいせん者を無條件で仕かせろ。アブレが出るのが
あたりまへだ、すぐ仕かせろ

3) 現在枠より下廻って配分してゐるではないかアブレを出して
枠一杯に仕かせろ

4) 乙月に手帳の交付を受けて4.5ヨしか仕ごてゐない婦女子
にも仕かせろ、失対に女が仕らいても悪いにはつがない。

(注) これらの婦女の手帳を見せ婦女子も失に要求する(多)これら女子
15 は地方事い所林に係り乙化事及、4.4半期前より仕業に使用
した事のあるもの。

5) 女を作業現場の雑役として仕かせれば仕業能率は向上する

6) 新労させてから家庭調査に行へ適不適はそれからだ

枠に満たない時は何人でもいいからその日だけ失業者を
20 仕事かせろ。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

P.

答、当時事件当日労働課長として右ら9名に6時間の完全就労の要求があった時出来るだけ努力すると公言したので現在までその線に沿うべく努力して来たのであるが、アブレをさすがにありまへんから今後はその方針で運営して行く右ら9名の仲間の失業者は何名か。――小伏通給者(住所氏名を申告へる――現在までに申込んだものを含めて16名である。（双方共にこれを確認する）

当所に於て受付中の断固地区のものもいるからこれを合せると之の名以上となる。今日の申込者は別に求職の受付をする。そして土曜日までに調査を完了して月曜日に適格者の発表を行う。人員は枠とにらみ合せて土の事だから云う事は承知しない。右ら9名を下廻ってみると云うが、平衡数のもの就労してみるでよいか。右ら勝手に休んでみて就労しないだけの話だ。

◎4時20分屋外に集合してゐる労働者に申申沫経過報告を行った処、回答には全面的に不満である。そして所長を引出して来て交渉を持つ事を明確な約束をせよと要求す。

課長の答、今日の結果は所長に報告する。然し所長については所長の自由意志だ。右ら一定の手続をふんで所長に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

会ひに来たうとうたり。

4時40分打切りを宣言したの1時かず、実計の運営と作業について転室が口を入れるべきではない。例へば小間割制度とは事業体と労働者との問題だと口食下って帰ることを放言する。

答、都の事の訓令に依ってる実計事業運営規定がある、それには小間割を認めておらい。だから転室が云うと云ふほうと云ふほうと出来ないものはやってはいけないのだ"。

◎4時50分交渉を打切り室外に出やうとするや広場に たむろしてゐた労働者群は「帰すな」「逃すな」「警察と一緒にブルシ上げろ」「ふざけるな」口々に叫び小沢連絡員の胸倉をつかみ、暴力行為に依って挑発せんとする等の行為をあへてして圧力を加へて来て、一時は殺気がみなぎり用心棒を生ずる情が感じがした。

然し交渉中経済課員が交渉の主導権を握って運営を行ったので事なきを得た状態であった。

当初配置場所に電話連絡した処約1時間半許前広場で大衆討議を行ってゐた関係警察官も6時30分頃無事帰署帰途についたとの事であった。尚労働者は6時40分頃解散した総数約70名であった。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

尚当日は町田町警察署では事態を重視して相当の
決意があつたオれで署内に武装警官を待期せおい
たとの事であつた。

付箋者氏名、○印は朝鮮半人

委員長 後藤市三郎

副委員長 ○木村利久

委員 ○申甲洙（書記）

〃 ○金星在

〃 ○富原成一

〃 ○金山正一

〃 ○鈑木進

〃 ○孫秀模

〃 戸川常信

〃 ○温庭元 他のメバは不明。

◎町田大好者付箋は強制的に東京土建田会加入とされ
すべて執行部の命りまに行動する様強制されてゐ
ると云ふ。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

1- CINTC
2- FRC
3- BNA
4- PCoP.
5- file

RO-RO-HC No. 111
27 Oct 50

SUBJECT: Subsequent Situation of Red Purge in Press, Broadcasting, and Movie Industries.

FROM: Takeichi Hayashi, Chief, Labor Bureau, Tokyo-To

TO: Chief, Labor Division, KCAR

The Red Purge in press and broadcasting enterprises has already been conducted, however, purgees in movie dissatisfied with the program filed an appeal with their respective District Courts in the form of "status guarantee". and have been contending with their companies. The number of purgees which accepted the discharge as of 25 Oct (present) is as follows:

1. Press & communication:

Name Company	No. national purgees	No. accepted	No. purgees in Tokyo	No. accepted
Asahi	104	0	38	0
Mainichi	49	2	32	2
Yomiuri	34	0	30	0
Tokyo	8	8	8	8
Nippon Keizai	20	4	17	4
Jiji	2	1	2	1
Kyodo	35	0	34	0
2. Broadcasting:				
Japan Broadcasting St.	119	15	62	6
3. Movie:				
Shochiku	66	39	4	4
Daiei	31	5	8	0
Toho	13	0	9	0

Situation regarding acceptance:

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

So far no company has yet reached a stage to clean up the remaining business concerning the purge program and it is considered that the settlement of this purge depends upon the time. Moreover no act of violence by purgees has been observed and the situation is peaceful.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

1. The Asahi, Mainichi and Yomiuri have many purgees of which, however, only a small number accepted the discharge and the remainders are still filing an appeal with their respective District Courts in the form of "status guarantee". The Tokyo District Court is dismissing such cases under the decision that the Red Purge is not the violation of National constitution if the employers judge the workers as trouble makers and dismiss them in order to protect their respective industries. In the Kyodo Press the purgees at national level amount to 35 of which 34, or 99%, belong to Tokyo area who refused to accept the discharge.

The case must be more complex - genuine than what the underlined words indicate.

However, noteworthy is a fact that these purgees withdrew the deposit money (discharge notice and retirment allowances) of the company under the apology that these allowances are a part of their salaries.

2. Movie: In the Shochiku Co. the union accepted the discharge upon its understanding of the meaning of this discharge after deliberation with the management and as for the discharge allowance both management and union will have a negotiation and decide on 26 Oct. The apparently unreasonable difference between the number of the discharged and that of those who accepted the discharge is attributed to the fact that the employees who considered themselves coming under the purge program desired a voluntary resignation for fear lest they should be discharged which was acknowledged by the company.

Though not specifically stated, the decision refers to communist trouble makers...

In the Daiei 5 purgees accepted the discharge throughout the country who are the employees of the Kyoto Studio and no acceptance in Tokyo area.

In the Toho the re-organization program was conducted in May which has not yet been settled and so the number of present dischargees is very small, however, so far no acceptance.

3. Broadcasting: In the Japan Broadcasting Corporation nearly half of the purgees belong to Tokyo area and the nmbers of acceptance are 15 at national level and 5 in Tokyo area all of whom are still contending with the company by filing a charge with their respective District Courts.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

労々報第一一二号
昭和二十五年十月二十七日

東京都労働局長 林 武一

関東民事部
地方課課長 殿

新聞放送、映画関係における赤色分子の排除は早くに実施されたが、映画部門における被整理者はで止を不服とし各地方裁判所に身分保証の形で提訴を行い、会社と抗争中であるが十月三十一日（現在）まで判明せる受諾者数は次の通り

記

一、新聞通信関係		
社名	全国整理数	受諾数
朝日	一〇四	二
毎日	四九	二
		東京整理数
		三八
		三二
		受諾者数
		二

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3

| | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

保證を各地裁に提訴中である。なお東京地裁における判決結果は、それぞれ経営者が各自の企業を防衛する立場からそのトラブルメイカーであるとそのうちでも共同通信の如きは全国で三十五名、東京はそのうちから九名を占め、追放の受諾を拒否したが、会社側の供託金（解雇予告手当、退職金）を追放者がとりさげて、これは給料の内金であるとの態度をとっていることは注目すべきである。

2 映画関係

松竹では会社側、組合側双方の協議で全国の整理の趣旨を了承の上受諾したが退職金については三六日に労資双方の協議で決定することになっている。なお整理数と受諾数のひらきは特に該当者が映画産業からの締めだしを恐れて依願退職を希望し、会社では、これを認めたものである。

大映は全国で五名、東京関係は現在まで追放受諾者は皆無である。

五名が受諾者は京都撮影所である

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

東京は五月に再建整備を行い未解決のまま
追放者は非常に僅少であるが多数者は全国
3. 政治関係
日本放送協会においては追放者が半数が東京関係で
五名、東京で五名、未だ提訴抗争中である
各社とも目下のところ残務整理の段階には入っておらず追放者との解決は
時間的問題に入ったものと考えられる なお今のところ追放者の暴力行
為は殆無て平穏な情況である

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

労々報次一〇七號九

昭和三十五年十一月四日

東京都労働局長 林 武

関係各部
労働課長 殿

重要産業における赤色分子排除状況

標記の件（十一月四日より六日）別紙の通り報告する

東京都労働局
Ok3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

| | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

部内扱

重要産業における赤色分子排除状況（一月四日―六日）　東京都労働局労政課

産業別	事業所名	従業員総数	被首人員	被首人員合計	受諾年月日	伝達者	摘要	組合加盟上級労組
機械	南電機製作所	九五		六	六、一〇―一三	一〇月三〇日会社提示、即日全員受諾した。		
化学	日本皮革(株)	三九五	二	六	一〇、三〇	①一〇月三〇日会社提示、組合は之を受諾したが二名は之に反対し地裁に身分保全の提訴を行った。 ②二名の者は過去青共の幹部であった。		
食品	日東農林	五七	五	五	一〇、二八	①一〇月二八日会社提示（×切十一月一日） ②該当者三名は当労組中央委員であるが組合の支援なく近く受諾の模様		
機械	日本金属産業 王子工場	二五三		二	一〇、二八	①一〇月二八日会社提示（×切十一月一日） ②該当者三名は当労組中央委員であるが組合の支援なく近く受諾の模様		
〃	戸田工場	一三〇		一	三、四	六日午前現在スト継続中 ②×切 二月七日		
〃	第二精工舎			六	二、三、四	二、四の四日会社提示、当初会社案は八名であったが、組合は之を六名に減定することを要求之を貫徹した ②六日現在外部団体の来場が伝えられ会社は警戒に当っている（×切二月八日）	全金属	全金属関係
自動車	日野自動車 大森工場	二六〇	一	一	二、五	①の会社十七名提示 ②当大森工場については全自労中執委一名が含まれている	全金属	全自労
化学	日本化学工業 亀戸工場			五		①一〇月二〇日会社は組合に対しパージ問題について協議方を申入れ一応三十一日までに該当者の自		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

二日二名（委員長一を含む）の誠首者を出したが誠首者は五日午前七時半頃外部団体約三〇名と会社に押しかけ器物破壊を行ったので等地署より警官三十名が出動して午前十時平静に帰した。

◎ 私鉄関係

◎ 地下鉄

去月二十六日の臨時大会後複雑な組合内部事情の間に介在して苦慮していた当労組執部は二十七日今后の方針を次の如く決定した。

㈠ 立入禁止の命令を無視して誠首者は自由に構内立入を行う。

㈡ 東京地裁（十月三十日）及地労委（十一月十日の予定）へ提訴を行う。

㈢ 飽し一般組合員にあってはこれら執行部の態度に不満を表明、誠首問題の受諾による早期解決を望んでいる。

◎ 自動車関係

いすゞ自動車

五日午前十時会社は全社十七名のレッドパージを次の如く発表した。

大森（本社工場） 一名
川崎工場 七名
鶴見〃 五名
住吉〃 四名
尚大森の該当者一名は大森工場中央執行委員で全自労中執委である。

㈣ 凸版小石川工場

六日午前中、組合は大会を開いた結果絶対多数でレッドパージ受諾を決定した。

（附）共同印刷

明七日個人通告発表の予定（組合には十月三十日内示済）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一、十月一日以降十一月六日までの累計

産業別/区分	石炭	機械	車輛	造船	化学	金属	印刷	私鉄	石油	自動車	食品	計
貧数	六	二〇三	三一	四三	一五九	一〇四	八一	一六二	二六	四	一	八二三
件数	四	一六	二	一	二〇	一一	一二	七	二	二	一	七八

二、既報分について特異な事情を生じたもの

◎印刷肉係

西阪小石川工場

五日午前八時頃日共西阪小石川細胞約三十二名の先導にて約百名の外部団体が当工場に押し寄せ、四日会社側が立入禁止の仮処分を行ったに対し、不当な叫びスクラムを組んで工場内に入らんとしたので会社側は大塚署に警官の出動を求め二十五名の検束者を出し午前十一時頃平静に帰した。

文祥堂

二日二名（委員長一を含む）の誠意者を出したが誠意者は五日午前七時半頃外部団体約三〇名と会社に押しかけ器物破壊を行ったので争地署より警官三十名が出動して午前十時平静に帰した。

◎私鉄関係

地下鉄

去月二十六日の臨時大会後複雑な組合内部事情の間に介在して苦慮していた部は二十七日今后の方針を次の如く決定した。

㈠ 立入禁止の命令を無視して誠意者は自由に構内立入を行う。

㈡ 東京地裁（十月三十日）及地労委（十一月十日の予定）へ提訴を行う。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

昭和三十七年十月六日

労働大臣

東京都労働局長

関東民営労働組合

全闘職定労働者大会について

標記のことについて別紙のとおり報告する。

記

一 東京都労働局(労政課)

朝鮮動乱を契機として内外の情勢は急速に緊迫化し重要産業をはじめとする企業においては、所謂レッドパージが着々と進行している。民主的労働組合にたいしても未曾有の弾圧が加えられ、民主主義擁護の自己批判の上に立って発足した「全闘」では来るべき臨時国会を目標に不当労働行為の撤廃と基本的人権の確立、賃金引上げ等を中心スローガンとして斗争経過の如何によっては

決議文

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

いね秋季斗争に起ち上らべく
寛永寺前広場に約五千名が集会「全厨連」結成行者大会も同
じた。
大会は先ず同会委員長「吉田内閣の反動政策が
化すると共に労働者は本大会を機として
行動に起ち上らねばならない」との開会の辞に始まり議長団に次の
氏が選出された。
武藤武雄（総評）
河野孝次（商労連）
永岡光治（全逓）
藤田藤太郎（私鉄）
片岡文重（国鉄）
森善治（全日通）
次で武藤議長から次の八項目にわたるスローガンが朗読
拍承認、採択された。
一、物価高、地元税に応じ賃金を引上げろ！
一、不当馘首、組合切崩しを反対！

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

3. 政治活動の自由、労働基本権も奪還せよ！
4. 公安条例撤廃！
5. 労働協約を斗いとれ！
6. 社会保障制度の確立！
7. 教育委員に働く者の代表をおくれ！
8. 吉田反動内閣打倒！

次ぎの決議文の朗読があり何れも異議なく可決された。

一、決議

1. 賃金引上げ、九七ベース獲得、年末資金要求に関する件。（赤羽（全電通））
2. 不当馘首、組合弾圧反対に関する件。（岡本（商市支連））
3. 政治活動の自由、団交権奪還に関する件。（浅羽（自治労協））

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(十)

(十一)

(十二)

(十三)

(十四)

(十五)

(十六)

(十七)

(十八)

(十九)

(二十)

(二十一)

(二十二)

(二十三)

(二十四)

(二十五)

(二十六)

(二十七)

(二十八)

(二十九)

(三十)

(三十一)

(三十二)

(三十三)

(三十四)

(三十五)

(三十六)

(三十七)

(三十八)

(三十九)

(四十)

(四十一)

(四十二)

(四十三)

(四十四)

(四十五)

(四十六)

(四十七)

(四十八)

(四十九)

(五十)

(五十一)

(五十二)

(五十三)

(五十四)

(五十五)

(五十六)

(五十七)

(五十八)

(五十九)

(六十)

(六十一)

(六十二)

(六十三)

(六十四)

(六十五)

(六十六)

(六十七)

(六十八)

(六十九)

(七十)

(七十一)

(七十二)

(七十三)

(七十四)

(七十五)

(七十六)

(七十七)

(七十八)

(七十九)

(八十)

(八十一)

(八十二)

(八十三)

(八十四)

(八十五)

(八十六)

(八十七)

(八十八)

(八十九)

(九十)

(九十一)

(九十二)

(九十三)

(九十四)

(九十五)

(九十六)

(九十七)

(九十八)

(九十九)

(百)

(百一)

(百二)

(百三)

(百四)

(百五)

(百六)

(百七)

(百八)

(百九)

(百十)

(百十一)

(百十二)

(百十三)

(百十四)

(百十五)

(百十六)

(百十七)

(百十八)

(百十九)

(百二十)

(百二十一)

(百二十二)

(百二十三)

(百二十四)

(百二十五)

(百二十六)

(百二十七)

(百二十八)

(百二十九)

(百三十)

(百三十一)

(百三十二)

(百三十三)

(百三十四)

(百三十五)

(百三十六)

(百三十七)

(百三十八)

(百三十九)

(百四十)

(百四十一)

(百四十二)

(百四十三)

(百四十四)

(百四十五)

(百四十六)

(百四十七)

(百四十八)

(百四十九)

(百五十)

(百五十一)

(百五十二)

(百五十三)

(百五十四)

(百五十五)

(百五十六)

(百五十七)

(百五十八)

(百五十九)

(百六十)

(百六十一)

(百六十二)

(百六十三)

(百六十四)

(百六十五)

(百六十六)

(百六十七)

(百六十八)

(百六十九)

(百七十)

(百七十一)

(百七十二)

(百七十三)

(百七十四)

(百七十五)

(百七十六)

(百七十七)

(百七十八)

(百七十九)

(百八十)

(百八十一)

(百八十二)

(百八十三)

(百八十四)

(百八十五)

(百八十六)

(百八十七)

(百八十八)

(百八十九)

(百九十)

(百九十一)

(百九十二)

(百九十三)

(百九十四)

(百九十五)

(百九十六)

(百九十七)

(百九十八)

(百九十九)

(二百)

(二百一)

(二百二)

(二百三)

(二百四)

(二百五)

(二百六)

(二百七)

(二百八)

(二百九)

(二百十)

(二百十一)

(二百十二)

(二百十三)

(二百十四)

(二百十五)

(二百十六)

(二百十七)

(二百十八)

(二百十九)

(二百二十)

(二百二十一)

(二百二十二)

(二百二十三)

(二百二十四)

(二百二十五)

(二百二十六)

(二百二十七)

(二百二十八)

(二百二十九)

(二百三十)

(二百三十一)

(二百三十二)

(二百三十三)

(二百三十四)

(二百三十五)

(二百三十六)

(二百三十七)

(二百三十八)

(二百三十九)

(二百四十)

(二百四十一)

(二百四十二)

(二百四十三)

(二百四十四)

(二百四十五)

(二百四十六)

(二百四十七)

(二百四十八)

(二百四十九)

(二百五十)

(二百五十一)

(二百五十二)

(二百五十三)

(二百五十四)

(二百五十五)

(二百五十六)

(二百五十七)

(二百五十八)

(二百五十九)

(二百六十)

(二百六十一)

(二百六十二)

(二百六十三)

(二百六十四)

(二百六十五)

(二百六十六)

(二百六十七)

(二百六十八)

(二百六十九)

(二百七十)

(二百七十一)

(二百七十二)

(二百七十三)

(二百七十四)

(二百七十五)

(二百七十六)

(二百七十七)

(二百七十八)

(二百七十九)

(二百八十)

(二百八十一)

(二百八十二)

(二百八十三)

(二百八十四)

(二百八十五)

(二百八十六)

(二百八十七)

(二百八十八)

(二百八十九)

(二百九十)

(二百九十一)

(二百九十二)

(二百九十三)

(二百九十四)

(二百九十五)

(二百九十六)

(二百九十七)

(二百九十八)

(二百九十九)

(三百)

(三百一)

(三百二)

(三百三)

(三百四)

(三百五)

(三百六)

(三百七)

(三百八)

(三百九)

(三百十)

(三百十一)

(三百十二)

(三百十三)

(三百十四)

(三百十五)

(三百十六)

(三百十七)

(三百十八)

(三百十九)

(三百二十)

(三百二十一)

(三百二十二)

(三百二十三)

(三百二十四)

(三百二十五)

(三百二十六)

(三百二十七)

(三百二十八)

(三百二十九)

(三百三十)

(三百三十一)

(三百三十二)

(三百三十三)

(三百三十四)

(三百三十五)

(三百三十六)

(三百三十七)

(三百三十八)

(三百三十九)

(三百四十)

(三百四十一)

(三百四十二)

(三百四十三)

(三百四十四)

(三百四十五)

(三百四十六)

(三百四十七)

(三百四十八)

(三百四十九)

(三百五十)

(三百五十一)

(三百五十二)

(三百五十三)

(三百五十四)

(三百五十五)

(三百五十六)

(三百五十七)

(三百五十八)

(三百五十九)

(三百六十)

(三百六十一)

(三百六十二)

(三百六十三)

(三百六十四)

(三百六十五)

(三百六十六)

(三百六十七)

(三百六十八)

(三百六十九)

(三百七十)

(三百七十一)

(三百七十二)

(三百七十三)

(三百七十四)

(三百七十五)

(三百七十六)

(三百七十七)

(三百七十八)

(三百七十九)

(三百八十)

(三百八十一)

(三百八十二)

(三百八十三)

(三百八十四)

(三百八十五)

(三百八十六)

(三百八十七)

(三百八十八)

(三百八十九)

(三百九十)

(三百九十一)

(三百九十二)

(三百九十三)

(三百九十四)

(三百九十五)

(三百九十六)

(三百九十七)

(三百九十八)

(三百九十九)

(四百)

(四百一)

(四百二)

(四百三)

(四百四)

(四百五)

(四百六)

(四百七)

(四百八)

(四百九)

(四百十)

(四百十一)

(四百十二)

(四百十三)

(四百十四)

(四百十五)

(四百十六)

(四百十七)

(四百十八)

(四百十九)

(四百二十)

(四百二十一)

(四百二十二)

(四百二十三)

(四百二十四)

(四百二十五)

(四百二十六)

(四百二十七)

(四百二十八)

(四百二十九)

(四百三十)

(四百三十一)

(四百三十二)

(四百三十三)

(四百三十四)

(四百三十五)

(四百三十六)

(四百三十七)

(四百三十八)

(四百三十九)

(四百四十)

(四百四十一)

(四百四十二)

(四百四十三)

(四百四十四)

(四百四十五)

(四百四十六)

(四百四十七)

(四百四十八)

(四百四十九)

(四百五十)

(四百五十一)

(四百五十二)

(四百五十三)

(四百五十四)

(四百五十五)

(四百五十六)

(四百五十七)

(四百五十八)

(四百五十九)

(四百六十)

(四百六十一)

(四百六十二)

(四百六十三)

(四百六十四)

(四百六十五)

(四百六十六)

(四百六十七)

(四百六十八)

(四百六十九)

(四百七十)

(四百七十一)

(四百七十二)

(四百七十三)

(四百七十四)

(四百七十五)

(四百七十六)

(四百七十七)

(四百七十八)

(四百七十九)

(四百八十)

(四百八十一)

(四百八十二)

(四百八十三)

(四百八十四)

(四百八十五)

(四百八十六)

(四百八十七)

(四百八十八)

(四百八十九)

(四百九十)

(四百九十一)

(四百九十二)

(四百九十三)

(四百九十四)

(四百九十五)

(四百九十六)

(四百九十七)

(四百九十八)

(四百九十九)

(五百)

(五百一)

(五百二)

(五百三)

(五百四)

(五百五)

(五百六)

(五百七)

(五百八)

(五百九)

(五百十)

(五百十一)

(五百十二)

(五百十三)

(五百十四)

(五百十五)

(五百十六)

(五百十七)

(五百十八)

(五百十九)

(五百二十)

(五百二十一)

(五百二十二)

(五百二十三)

(五百二十四)

(五百二十五)

(五百二十六)

(五百二十七)

(五百二十八)

(五百二十九)

(五百三十)

(五百三十一)

(五百三十二)

(五百三十三)

(五百三十四)

(五百三十五)

(五百三十六)

(五百三十七)

(五百三十八)

(五百三十九)

(五百四十)

(五百四十一)

(五百四十二)

(五百四十三)

(五百四十四)

(五百四十五)

(五百四十六)

(五百四十七)

(五百四十八)

(五百四十九)

(五百五十)

(五百五十一)

(五百五十二)

(五百五十三)

(五百五十四)

(五百五十五)

(五百五十六)

(五百五十七)

(五百五十八)

(五百五十九)

(五百六十)

(五百六十一)

(五百六十二)

(五百六十三)

(五百六十四)

(五百六十五)

(五百六十六)

(五百六十七)

(五百六十八)

(五百六十九)

(五百七十)

(五百七十一)

(五百七十二)

(五百七十三)

(五百七十四)

(五百七十五)

(五百七十六)

(五百七十七)

(五百七十八)

(五百七十九)

(五百八十)

(五百八十一)

(五百八十二)

(五百八十三)

(五百八十四)

(五百八十五)

(五百八十六)

(五百八十七)

(五百八十八)

(五百八十九)

(五百九十)

(五百九十一)

(五百九十二)

(五百九十三)

(五百九十四)

(五百九十五)

(五百九十六)

(五百九十七)

(五百九十八)

(五百九十九)

(六百)

(六百一)

(六百二)

(六百三)

(六百四)

(六百五)

(六百六)

(六百七)

(六百八)

(六百九)

(六百十)

(六百十一)

(六百十二)

(六百十三)

(六百十四)

(六百十五)

(六百十六)

(六百十七)

(六百十八)

(六百十九)

(六百二十)

(六百二十一)

(六百二十二)

(六百二十三)

(六百二十四)

(六百二十五)

(六百二十六)

(六百二十七)

(六百二十八)

(六百二十九)

(六百三十)

(六百三十一)

(六百三十二)

(六百三十三)

(六百三十四)

(六百三十五)

(六百三十六)

(六百三十七)

(六百三十八)

(六百三十九)

(六百四十)

(六百四十一)

(六百四十二)

(六百四十三)

(六百四十四)

(六百四十五)

(六百四十六)

(六百四十七)

(六百四十八)

(六百四十九)

(六百五十)

(六百五十一)

(六百五十二)

(六百五十三)

(六百五十四)

(六百五十五)

(六百五十六)

(六百五十七)

(六百五十八)

(六百五十九)

(六百六十)

(六百六十一)

(六百六十二)

(六百六十三)

(六百六十四)

(六百六十五)

(六百六十六)

(六百六十七)

(六百六十八)

(六百六十九)

(六百七十)

(六百七十一)

(六百七十二)

(六百七十三)

(六百七十四)

(六百七十五)

(六百七十六)

(六百七十七)

(六百七十八)

(六百七十九)

(六百八十)

(六百八十一)

(六百八十二)

(六百八十三)

(六百八十四)

(六百八十五)

(六百八十六)

(六百八十七)

(六百八十八)

(六百八十九)

(六百九十)

(六百九十一)

(六百九十二)

(六百九十三)

(六百九十四)

(六百九十五)

(六百九十六)

(六百九十七)

(六百九十八)

(六百九十九)

(七百)

(七百一)

(七百二)

(七百三)

(七百四)

(七百五)

(七百六)

(七百七)

(七百八)

(七百九)

(七百十)

(七百十一)

(七百十二)

(七百十三)

(七百十四)

(七百十五)

(七百十六)

(七百十七)

(七百十八)

(七百十九)

(七百二十)

(七百二十一)

(七百二十二)

(七百二十三)

(七百二十四)

(七百二十五)

(七百二十六)

(七百二十七)

(七百二十八)

(七百二十九)

(七百三十)

(七百三十一)

(七百三十二)

(七百三十三)

(七百三十四)

(七百三十五)

(七百三十六)

(七百三十七)

(七百三十八)

(七百三十九)

(七百四十)

(七百四十一)

(七百四十二)

(七百四十三)

(七百四十四)

(七百四十五)

(七百四十六)

(七百四十七)

(七百四十八)

(七百四十九)

(七百五十)

(七百五十一)

(七百五十二)

(七百五十三)

(七百五十四)

(七百五十五)

(七百五十六)

(七百五十七)

(七百五十八)

(七百五十九)

(七百六十)

(七百六十一)

(七百六十二)

(七百六十三)

(七百六十四)

(七百六十五)

(七百六十六)

(七百六十七)

(七百六十八)

(七百六十九)

(七百七十)

(七百七十一)

(七百七十二)

(七百七十三)

(七百七十四)

(七百七十五)

(七百七十六)

(七百七十七)

(七百七十八)

(七百七十九)

(七百八十)

(七百八十一)

(七百八十二)

(七百八十三)

(七百八十四)

(七百八十五)

(七百八十六)

(七百八十七)

(七百八十八)

(七百八十九)

(七百九十)

(七百九十一)

(七百九十二)

(七百九十三)

(七百九十四)

(七百九十五)

(七百九十六)

(七百九十七)

(七百九十八)

(七百九十九)

(八百)

(八百一)

(八百二)

(八百三)

(八百四)

(八百五)

(八百六)

(八百七)

(八百八)

(八百九)

(八百十)

(八百十一)

(八百十二)

(八百十三)

(八百十四)

(八百十五)

(八百十六)

(八百十七)

(八百十八)

(八百十九)

(八百二十)

(八百二十一)

(八百二十二)

(八百二十三)

(八百二十四)

(八百二十五)

(八百二十六)

(八百二十七)

(八百二十八)

(八百二十九)

(八百三十)

(八百三十一)

(八百三十二)

(八百三十三)

(八百三十四)

(八百三十五)

(八百三十六)

(八百三十七)

(八百三十八)

(八百三十九)

(八百四十)

(八百四十一)

(八百四十二)

(八百四十三)

(八百四十四)

(八百四十五)

(八百四十六)

(八百四十七)

(八百四十八)

(八百四十九)

(八百五十)

(八百五十一)

(八百五十二)

(八百五十三)

(八百五十四)

(八百五十五)

(八百五十六)

(八百五十七)

(八百五十八)

(八百五十九)

(八百六十)

(八百六十一)

(八百六十二)

(八百六十三)

(八百六十四)

(八百六十五)

(八百六十六)

(八百六十七)

(八百六十八)

(八百六十九)

(八百七十)

(八百七十一)

(八百七十二)

(八百七十三)

(八百七十四)

(八百七十五)

(八百七十六)

(八百七十七)

(八百七十八)

(八百七十九)

(八百八十)

(八百八十一)

(八百八十二)

(八百八十三)

(八百八十四)

(八百八十五)

(八百八十六)

(八百八十七)

(八百八十八)

(八百八十九)

(八百九十)

(八百九十一)

(八百九十二)

(八百九十三)

(八百九十四)

(八百九十五)

(八百九十六)

(八百九十七)

(八百九十八)

(八百九十九)

(九百)

(九百一)

(九百二)

(九百三)

(九百四)

(九百五)

(九百六)

(九百七)

(九百八)

(九百九)

(九百十)

(九百十一)

(九百十二)

(九百十三)

(九百十四)

(九百十五)

(九百十六)

(九百十七)

(九百十八)

(九百十九)

(九百二十)

(九百二十一)

(九百二十二)

(九百二十三)

(九百二十四)

(九百二十五)

(九百二十六)

(九百二十七)

(九百二十八)

(九百二十九)

(九百三十)

(九百三十一)

(九百三十二)

(九百三十三)

(九百三十四)

(九百三十五)

(九百三十六)

(九百三十七)

(九百三十八)

(九百三十九)

(九百四十)

(九百四十一)

(九百四十二)

(九百四十三)

(九百四十四)

(九百四十五)

(九百四十六)

(九百四十七)

(九百四十八)

(九百四十九)

(九百五十)

(九百五十一)

(九百五十二)

(九百五十三)

(九百五十四)

(九百五十五)

(九百五十六)

(九百五十七)

(九百五十八)

(九百五十九)

(九百六十)

(九百六十一)

(九百六十二)

(九百六十三)

(九百六十四)

(九百六十五)

(九百六十六)

(九百六十七)

(九百六十八)

(九百六十九)

(九百七十)

(九百七十一)

(九百七十二)

(九百七十三)

(九百七十四)

(九百七十五)

(九百七十六)

(九百七十七)

(九百七十八)

(九百七十九)

(九百八十)

(九百八十一)

(九百八十二)

(九百八十三)

(九百八十四)

(九百八十五)

(九百八十六)

(九百八十七)

(九百八十八)

(九百八十九)

(九百九十)

(九百九十一)

(九百九十二)

(九百九十三)

(九百九十四)

(九百九十五)

(九百九十六)

(九百九十七)

(九百九十八)

(九百九十九)

(千)

(千一)

(千二)

(千三)

(千四)

(千五)

(千六)

(千七)

(千八)

(千九)

(千十)

(千十一)

(千十二)

(千十三)

(千十四)

(千十五)

(千十六)

(千十七)

(千十八)

(千十九)

(千二十)

(千二十一)

(千二十二)

(千二十三)

(千二十四)

(千二十五)

(千二十六)

(千二十七)

(千二十八)

(千二十九)

(千三十)

(千三十一)

(千三十二)

(千三十三)

(千三十四)

(千三十五)

(千三十六)

(千三十七)

(千三十八)

(千三十九)

(千四十)

(千四十一)

(千四十二)

(千四十三)

(千四十四)

(千四十五)

(千四十六)

(千四十七)

(千四十八)

(千四十九)

(千五十)

(千五十一)

(千五十二)

(千五十三)

(千五十四)

(千五十五)

(千五十六)

(千五十七)

(千五十八)

(千五十九)

(千六十)

(千六十一)

(千六十二)

(千六十三)

(千六十四)

(千六十五)

(千六十六)

(千六十七)

(千六十八)

(千六十九)

(千七十)

(千七十一)

(千七十二)

(千七十三)

(千七十四)

(千七十五)

(千七十六)

(千七十七)

(千七十八)

(千七十九)

(千八十)

(千八十一)

(千八十二)

(千八十三)

(千八十四)

(千八十五)

(千八十六)

(千八十七)

(千八十八)

(千八十九)

(千九十)

(千九十一)

(千九十二)

(千九十三)

(千九十四)

(千九十五)

(千九十六)

(千九十七)

(千九十八)

(千九十九)

(千百)

(千百一)

(千百二)

(千百三)

(千百四)

(千百五)

(千百六)

(千百七)

(千百八)

(千百九)

(千百十)

(千百十一)

(千百十二)

(千百十三)

(千百十四)

(千百十五)

(千百十六)

(千百十七)

(千百十八)

(千百十九)

(千百二十)

(千百二十一)

(千百二十二)

(千百二十三)

(千百二十四)

(千百二十五)

(千百二十六)

(千百二十七)

(千百二十八)

(千百二十九)

(千百三十)

(千百三十一)

(千百三十二)

(千百三十三)

(千百三十四)

(千百三十五)

(千百三十六)

(千百三十七)

(千百三十八)

(千百三十九)

(千百四十)

(千百四十一)

(千百四十二)

(千百四十三)

(千百四十四)

(千百四十五)

(千百四十六)

(千百四十七)

(千百四十八)

(千百四十九)

(千百五十)

(千百五十一)

(千百五十二)

(千百五十三)

(千百五十四)

(千百五十五)

(千百五十六)

(千百五十七)

(千百五十八)

(千百五十九)

(千百六十)

(千百六十一)

(千百六十二)

(千百六十三)

(千百六十四)

(千百六十五)

(千百六十六)

(千百六十七)

(千百六十八)

(千百六十九)

(千百七十)

(千百七十一)

(千百七十二)

(千百七十三)

(千百七十四)

(千百七十五)

(千百七十六)

(千百七十七)

(千百七十八)

(千百七十九)

(千百八十)

(千百八十一)

(千百八十二)

(千百八十三)

(千百八十四)

(千百八十五)

(千百八十六)

(千百八十七)

(千百八十八)

(千百八十九)

(千百九十)

(千百九十一)

(千百九十二)

(千百九十三)

(千百九十四)

(千百九十五)

(千百九十六)

(千百九十七)

(千百九十八)

(千百九十九)

(二千)

(二千一)

(二千二)

(二千三)

(二千四)

(二千五)

(二千六)

(二千七)

(二千八)

(二千九)

(二千十)

(二千十一)

(二千十二)

(二千十三)

(二千十四)

(二千十五)

(二千十六)

(二千十七)

(二千十八)

(二千十九)

(二千二十)

(二千二十一)

(二千二十二)

(二千二十三)

(二千二十四)

(二千二十五)

(二千二十六)

(二千二十七)

(二千二十八)

(二千二十九)

(二千三十)

(二千三十一)

(二千三十二)

(二千三十三)

(二千三十四)

(二千三十五)

(二千三十六)

(二千三十七)

(二千三十八)

(二千三十九)

(二千四十)

(二千四十一)

(二千四十二)

(二千四十三)

(二千四十四)

(二千四十五)

(二千四十六)

(二千四十七)

(二千四十八)

(二千四十九)

(二千五十)

(二千五十一)

(二千五十二)

(二千五十三)

(二千五十四)

(二千五十五)

(二千五十六)

(二千五十七)

(二千五十八)

(二千五十九)

(二千六十)

(二千六十一)

(二千六十二)

(二千六十三)

(二千六十四)

(二千六十五)

(二千六十六)

(二千六十七)

(二千六十八)

(二千六十九)

(二千七十)

(二千七十一)

(二千七十二)

(二千七十三)

(二千七十四)

(二千七十五)

(二千七十六)

(二千七十七)

(二千七十八)

(二千七十九)

(二千八十)

(二千八十一)

(二千八十二)

(二千八十三)

(二千八十四)

(二千八十五)

(二千八十六)

(二千八十七)

(二千八十八)

(二千八十九)

(二千九十)

(二千九十一)

(二千九十二)

(二千九十三)

(二千九十四)

(二千九十五)

(二千九十六)

(二千九十七)

(二千九十八)

(二千九十九)

(三千)

(三千一)

(三千二)

(三千三)

(三千四)

(三千五)

(三千六)

(三千七)

(三千八)

(三千九)

(三千十)

(三千十一)

(三千十二)

(三千十三)

(三千十四)

(三千十五)

(三千十六)

(三千十七)

(三千十八)

(三千十九)

(三千二十)

(三千二十一)

(三千二十二)

(三千二十三)

(三千二十四)

(三千二十五)

(三千二十六)

(三千二十七)

(三千二十八)

(三千二十九)

(三千三十)

(三千三十一)

(三千三十二)

(三千三十三)

(三千三十四)

(三千三十五)

(三千三十六)

(三千三十七)

(三千三十八)

(三千三十九)

(三千四十)

(三千四十一)

(三千四十二)

(三千四十三)

(三千四十四)

(三千四十五)

(三千四十六)

(三千四十七)

(三千四十八)

(三千四十九)

(三千五十)

(三千五十一)

(三千五十二)

(三千五十三)

(三千五十四)

(三千五十五)

(三千五十六)

(三千五十七)

(三千五十八)

(三千五十九)

(三千六十)

(三千六十一)

(三千六十二)

(三千六十三)

(三千六十四)

(三千六十五)

(三千六十六)

(三千六十七)

(三千六十八)

(三千六十九)

(三千七十)

(三千七十一)

(三千七十二)

(三千七十三)

(三千七十四)

(三千七十五)

(三千七十六)

(三千七十七)

(三千七十八)

(三千七十九)

(三千八十)

(三千八十一)

(三千八十二)

(三千八十三)

(三千八十四)

(三千八十五)

(三千八十六)

(三千八十七)

(三千八十八)

(三千八十九)

(三千九十)

(三千九十一)

(三千九十二)

(三千九十三)

(三千九十四)

(三千九十五)

(三千九十六)

(三千九十七)

(三千九十八)

(三千九十九)

(四千)

(四千一)

(四千二)

(四千三)

(四千四)

(四千五)

(四千六)

(四千七)

(四千八)

(四千九)

(四千十)

(四千十一)

(四千十二)

(四千十三)

(四千十四)

(四千十五)

(四千十六)

(四千十七)

(四千十八)

(四千十九)

(四千二十)

(四千二十一)

(四千二十二)

(四千二十三)

(四千二十四)

(四千二十五)

(四千二十六)

(四千二十七)

(四千二十八)

(四千二十九)

(四千三十)

(四千三十一)

(四千三十二)

(四千三十三)

(四千三十四)

(四千三十五)

(四千三十六)

(四千三十七)

(四千三十八)

(四千三十九)

(四千四十)

(四千四十一)

(四千四十二)

(四千四十三)

(四千四十四)

(四千四十五)

(四千四十六)

(四千四十七)

(四千四十八)

(四千四十九)

(四千五十)

(四千五十一)

(四千五十二)

(四千五十三)

(四千五十四)

(四千五十五)

(四千五十六)

(四千五十七)

(四千五十八)

(四千五十九)

(四千六十)

(四千六十一)

(四千六十二)

(四千六十三)

(四千六十四)

(四千六十五)

(四千六十六)

(四千六十七)

(四千六十八)

(四千六十九)

(四千七十)

(四千七十一)

(四千七十二)

(四千七十三)

(四千七十四)

(四千七十五)

(四千七十六)

(四千七十七)

(四千七十八)

(四千七十九)

(四千八十)

(四千八十一)

(四千八十二)

(四千八十三)

(四千八十四)

(四千八十五)

(四千八十六)

(四千八十七)

(四千八十八)

(四千八十九)

(四千九十)

(四千九十一)

(四千九十二)

(四千九十三)

(四千九十四)

(四千九十五)

(四千九十六)

(四千九十七)

(四千九十八)

(四千九十九)

(五千)

(五千一)

(五千二)

(五千三)

(五千四)

(五千五)

(五千六)

(五千七)

(五千八)

(五千九)

(五千十)

(五千十一)

(五千十二)

(五千十三)

(五千十四)

(五千十五)

(五千十六)

(五千十七)

(五千十八)

(五千十九)

(五千二十)

(五千二十一)

(五千二十二)

(五千二十三)

(五千二十四)

(五千二十五)

(五千二十六)

(五千二十七)

(五千二十八)

(五千二十九)

(五千三十)

(五千三十一)

(五千三十二)

(五千三十三)

(五千三十四)

(五千三十五)

(五千三十六)

(五千三十七)

(五千三十八)

(五千三十九)

(五千四十)

(五千四十一)

(五千四十二)

(五千四十三)

(五千四十四)

(五千四十五)

(五千四十六)

(五千四十七)

(五千四十八)

(五千四十九)

(五千五十)

(五千五十一)

(五千五十二)

(五千五十三)

(五千五十四)

(五千五十五)

(五千五十六)

(五千五十七)

(五千五十八)

(五千五十九)

(五千六十)

(五千六十一)

(五千六十二)

(五千六十三)

(五千六十四)

(五千六十五)

(五千六十六)

(五千六十七)

(五千六十八)

(五千六十九)

(五千七十)

(五千七十一)

(五千七十二)

(五千七十三)

(五千七十四)

(五千七十五)

(五千七十六)

(五千七十七)

(五千七十八)

(五千七十九)

(五千八十)

(五千八十一)

(五千八十二)

(五千八十三)

(五千八十四)

(五千八十五)

(五千八十六)

(五千八十七)

(五千八十八)

(五千八十九)

(五千九十)

(五千九十一)

(五千九十二)

(五千九十三)

(五千九十四)

(五千九十五)

(五千九十六)

(五千九十七)

(五千九十八)

(五千九十九)

(六千)

(六千一)

(六千二)

(六千三)

(六千四)

(六千五)

(六千六)

(六千七)

(六千八)

(六千九)

(六千十)

(六千十一)

(六千十二)

(六千十三)

(六千十四)

(六千十五)

(六千十六)

(六千十七)

(六千十八)

(六千十九)

(六千二十)

(六千二十一)

(六千二十二)

(六千二十三)

(六千二十四)

(六千二十五)

(六千二十六)

(六千二十七)

(六千二十八)

(六千二十九)

(六千三十)

(六千三十一)

(六千三十二)

(六千三十三)

(六千三十四)

(六千三十五)

(六千三十六)

(六千三十七)

(六千三十八)

(六千三十九)

(六千四十)

(六千四十一)

(六千四十二)

(六千四十三)

(六千四十四)

(六千四十五)

(六千四十六)

(六千四十七)

(六千四十八)

(六千四十九)

(六千五十)

(六千五十一)

(六千五十二)

(六千五十三)

(六千五十四)

(六千五十五)

(六千五十六)

(六千五十七)

(六千五十八)

(六千五十九)

(六千六十)

(六千六十一)

(六千六十二)

(六千六十三)

(六千六十四)

(六千六十五)

(六千六十六)

(六千六十七)

(六千六十八)

(六千六十九)

(六千七十)

(六千七十一)

(六千七十二)

(六千七十三)

(六千七十四)

(六千七十五)

(六千七十六)

(六千七十七)

(六千七十八)

(六千七十九)

(六千八十)

(六千八十一)

(六千八十二)

(六千八十三)

(六千八十四)

(六千八十五)

(六千八十六)

(六千八十七)

(六千八十八)

(六千八十九)

(六千九十)

(六千九十一)

(六千九十二)

(六千九十三)

(六千九十四)

(六千九十五)

(六千九十六)

(六千九十七)

(六千九十八)

(六千九十九)

(七千)

(七千一)

(七千二)

(七千三)

(七千四)

(七千五)

(七千六)

(七千七)

(七千八)

(七千九)

(七千十)

(七千十一)

(七千十二)

(七千十三)

(七千十四)

(七千十五)

(七千十六)

(七千十七)

(七千十八)

(七千十九)

(七千二十)

(七千二十一)

(七千二十二)

(七千二十三)

(七千二十四)

(七千二十五)

(七千二十六)

(七千二十七)

(七千二十八)

(七千二十九)

(七千三十)

(七千三十一)

(七千三十二)

(七千三十三)

(七千三十四)

(七千三十五)

(七千三十六)

(七千三十七)

(七千三十八)

(七千三十九)

(七千四十)

(七千四十一)

(七千四十二)

(七千四十三)

(七千四十四)

(七千四十五)

(七千四十六)

(七千四十七)

(七千四十八)

(七千四十九)

(七千五十)

(七千五十一)

(七千五十二)

(七千五十三)

(七千五十四)

(七千五十五)

(七千五十六)

(七千五十七)

(七千五十八)

(七千五十九)

(七千六十)

(七千六十一)

(七千六十二)

(七千六十三)

(七千六十四)

(七千六十五)

(七千六十六)

(七千六十七)

(七千六十八)

(七千六十九)

(七千七十)

(七千七十一)

(七千七十二)

(七千七十三)

(七千七十四)

(七千七十五)

(七千七十六)

(七千七十七)

(七千七十八)

(七千七十九)

(七千八十)

(七千八十一)

(七千八十二)

(七千八十三)

(七千八十四)

(七千八十五)

(七千八十六)

(七千八十七)

(七千八十八)

(七千八十九)

(七千九十)

(七千九十一)

(七千九十二)

(七千九十三)

(七千九十四)

(七千九十五)

(七千九十六)

(七千九十七)

(七千九十八)

(七千九十九)

(八千)

(八千一)

(八千二)

(八千三)

(八千四)

(八千五)

(八千六)

(八千七)

(八千八)

(八千九)

(八千十)

(八千十一)

(八千十二)

(八千十三)

(八千十四)

(八千十五)

(八千十六)

(八千十七)

(八千十八)

(八千十九)

(八千二十)

(八千二十一)

(八千二十二)

(八千二十三)

(八千二十四)

(八千二十五)

(八千二十六)

(八千二十七)

(八千二十八)

(八千二十九)

(八千三十)

(八千三十一)

(八千三十二)

(八千三十三)

(八千三十四)

(八千三十五)

(八千三十六)

(八千三十七)

(八千三十八)

(八千三十九)

(八千四十)

(八千四十一)

(八千四十二)

(八千四十三)

(八千四十四)

(八千四十五)

(八千四十六)

(八千四十七)

(八千四十八)

(八千四十九)

(八千五十)

(八千五十一)

(八千五十二)

(八千五十三)

(八千五十四)

(八千五十五)

(八千五十六)

(八千五十七)

(八千五十八)

(八千五十九)

(八千六十)

(八千六十一)

(八千六十二)

(八千六十三)

(八千六十四)

(八千六十五)

(八千六十六)

(八千六十七)

(八千六十八)

(八千六十九)

(八千七十)

(八千七十一)

(八千七十二)

(八千七十三)

(八千七十四)

(八千七十五)

(八千七十六)

(八千七十七)

(八千七十八)

(八千七十九)

(八千八十)

(八千八十一)

(八千八十二)

(八千八十三)

(八千八十四)

(八千八十五)

(八千八十六)

(八千八十七)

(八千八十八)

(八千八十九)

(八千九十)

(八千九十一)

(八千九十二)

(八千九十三)

(八千九十四)

(八千九十五)

(八千九十六)

(八千九十七)

(八千九十八)

(八千九十九)

(九千)

(九千一)

(九千二)

(九千三)

(九千四)

(九千五)

(九千六)

(九千七)

(九千八)

(九千九)

(九千十)

(九千十一)

(九千十二)

(九千十三)

(九千十四)

(九千十五)

(九千十六)

(九千十七)

(九千十八)

(九千十九)

(九千二十)

(九千二十一)

(九千二十二)

(九千二十三)

(九千二十四)

(九千二十五)

(九千二十六)

(九千二十七)

(九千二十八)

(九千二十九)

(九千三十)

(九千三十一)

(九千三十二)

(九千三十三)

(九千三十四)

(九千三十五)

(九千三十六)

(九千三十七)

(九千三十八)

(九千三十九)

(九千四十)

(九千四十一)

(九千四十二)

(九千四十三)

(九千四十四)

(九千四十五)

(九千四十六)

(九千四十七)

(九千四十八)

(九千四十九)

(九千五十)

(九千五十一)

(九千五十二)

(九千五十三)

(九千五十四)

(九千五十五)

(九千五十六)

(九千五十七)

(九千五十八)

(九千五十九)

(九千六十)

(九千六十一)

(九千六十二)

(九千六十三)

(九千六十四)

(九千六十五)

(九千六十六)

(九千六十七)

(九千六十八)

(九千六十九)

(九千七十)

(九千七十一)

(九千七十二)

(九千七十三)

(九千七十四)

(九千七十五)

(九千七十六)

(九千七十七)

(九千七十八)

(九千七十九)

(九千八十)

(九千八十一)

(九千八十二)

(九千八十三)

(九千八十四)

(九千八十五)

(九千八十六)

(九千八十七)

(九千八十八)

(九千八十九)

(九千九十)

(九千九十一)

(九千九十二)

(九千九十三)

(九千九十四)

(九千九十五)

(九千九十六)

(九千九十七)

(九千九十八)

(九千九十九)

(一万)

(一万一)

(一万二)

(一万三)

(一万四)

(一万五)

(一万六)

(一万七)

(一万八)

(一万九)

(一万十)

(一万十一)

(一万十二)

(一万十三)

(一万十四)

(一万十五)

(一万十六)

(一万十七)

(一万十八)

(一万十九)

(一万二十)

(一万二十一)

(一万二十二)

(一万二十三)

(一万二十四)

(一万二十五)

(一万二十六)

(一万二十七)

(一万二十八)

(一万二十九)

(一万三十)

(一万三十一)

(一万三十二)

(一万三十三)

(一万三十四)

(一万三十五)

(一万三十六)

(一万三十七)

(一万三十八)

(一万三十九)

(一万四十)

(一万四十一)

(一万四十二)

(一万四十三)

(一万四十四)

(一万四十五)

(一万四十六)

(一万四十七)

(一万四十八)

(一万四十九)

(一万五十)

(一万五十一)

(一万五十二)

(一万五十三)

(一万五十四)

(一万五十五)

(一万五十六)

(一万五十七)

(一万五十八)

(一万五十九)

(一万六十)

(一万六十一)

(一万六十二)

(一万六十三)

(一万六十四)

(一万六十五)

(一万六十六)

(一万六十七)

(一万六十八)

(一万六十九)

(一万七十)

(一万七十一)

(一万七十二)

(一万七十三)

(一万七十四)

(一万七十五)

(一万七十六)

(一万七十七)

(一万七十八)

(一万七十九)

(一万八十)

(一万八十一)

(一万八十二)

(一万八十三)

(一万八十四)

(一万八十五)

(一万八十六)

(一万八十七)

(一万八十八)

(一万八十九)

(一万九十)

(一万九十一)

(一万九十二)

(一万九十三)

(一万九十四)

(一万九十五)

(一万九十六)

(一万九十七)

(一万九十八)

(一万九十九)

(二万)

(二万一)

(二万二)

(二万三)

(二万四)

(二万五)

(二万六)

(二万七)

(二万八)

(二万九)

(二万十)

(二万十一)

(二万十二)

(二万十三)

(二万十四)

(二万十五)

(二万十六)

(二万十七)

(二万十八)

(二万十九)

(二万二十)

(二万二十一)

(二万二十二)

(二万二十三)

(二万二十四)

(二万二十五)

(二万二十六)

(二万二十七)

(二万二十八)

(二万二十九)

(二万三十)

(二万三十一)

(二万三十二)

(二万三十三)

(二万三十四)

(二万三十五)

(二万三十六)

(二万三十七)

(二万三十八)

(二万三十九)

(二万四十)

(二万四十一)

(二万四十二)

(二万四十三)

(二万四十四)

(二万四十五)

(二万四十六)

(二万四十七)

(二万四十八)

(二万四十九)

(二万五十)

(二万五十一)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0K3

なお、以上の決議文及び宣言については、議長団、正副自会者、各界産実行委員が六日内閣、総司令部、主脳官庁に夫々手交することも決定した。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

斗争宣言

朝鮮動乱を契機として吉田反動内閣と資本家陣営は、反労働者的態度をいよいよ露骨にあらわすとともに、民主々義の原則をつぎつぎにふみにじってきた。

國内体制強化の名のもとに、いっさいの反対を弾圧し、政治的には超党派外交あるいは單独講和論をおし進め、労働者に対しては賃金釘付、労働強化、重税の取立てをはじめ、御用組合強化とする組合弾圧などその反動攻勢を強めている。ここ十ヶ月

この時に当りわれわれは全国民主的労組を結集し、かつる反動攻勢を粉砕すべく秋季斗争に立上り且すでに困難な悪條件を排除しつゝ斗争態勢を整備してきた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

しかもわれくは今次斗争をはじわれくの生活をまもるにとどまらず、戦後最大の危機に直面している我が國の民主々義を擁護すべき重大な意義をもつものであることを確信するわれくは本日の全斗蹶起大会において決議された諸要求の貫徹のため、傘下五百万労働者の憤激を新たにし、あらゆる強力手段を行使し最後まで斗争を敢行するものである。

右宣言する。

昭和二十年十月四日

東京都労働者蹶起労働者大會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

三労々報甲九十四号
昭和二十五年九月二十七日

東京都労働局長 林武 殿

東京民事部労働課長 殿

都下労組の地方税（住民税）要求（妥結）の情況について（第二報）

標記について九月二十六日までの情況、前報に引続き左の通り報告する。

記

労組名称	要求情況	妥結情況	交渉
日本電気本店労組	全額、賞附	各人各々賞附、来春三、一大手の間と近済する予定	公社は総額三五〇万円（一人平均六三〇円）を賞附、来春三、一大手の間と近済する旨回答、組合これを了承。
池貝三田分会	全額賞附	全額賞附	会社は均等割八〇円の外賞附回答
昭電尻七分会	全額負担	全額負担	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

明電舎労組	給料線上支給	組合は、地方税納入のため、特別に一時金的な要求は行はずして、年末手当に全てを含めて獲得せんとしている。		
島田鉄工大塚労組	手当六〇〇円	地方税納入、又業務好転を理由に毎月六〇〇円の手当要求し目交中		
東洋ファイバー不二工場労組	二〇〇〇円賃上	組合は当初、地方税全額会社負担を要求せんとしたが、後退し要求に変更された		
小野田分会	全額負担	会社は現在回交中		
		会社は考慮を回答。		

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0k3

二、住民税減免を要求中のもの、

(1) 日の丸建設労組（委員長菅野四郎）

足立区会においては九月十九日特別区民税条例を可決したが、同条例中第三〇又は第三九条によると、区民税納税義務者にして理由ある者については調査の上減免措置が講ぜられる旨が規定されており、日の丸建設労組菅野委員長はこの措置を利用、すでに一、五〇〇名のものについて均等割免除を達成して、いる。

(2) 東京土建足立転女分会（秋和松五郎前労連執行委員）

当分会に所属する組合員中多くの者は日の丸建設の系統の如き情況を知り撤次日の丸建設に加入する者が増え、日傭労務者を中心として両労組に区民税の減免をめぐり時ならぬ組合員の争奪戦を演ずるに至った。

元こで足立転女分会では免税申請書を区長宛にこれに足立転女分会両方

東京都労働局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

強力なる減免運動を展開せんとの型の如き政治斗争化にあるにもらず、現実的な運動を行つて行く日の丸退設ドはしる声が多い。事情である。

尚当分会はお面ラの内信下が反対。お面に集中してつるが下参加する者は少数とこはれてつる。

(以下不明)

(以下不明)

(以下不明)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

労発第八七号
昭和廿五年九月廿五日

関東民事局
労働課長殿

京都労働局長 林武一

住民税を納入せざる全日本損害保険労働組合の動向について

標記のことと左記事項により報告致します

記

一、組合名 全日本損害保険労働組合

二、所在地 中央区銀座西三の一 三木ビル別館

三、組合員数 七七名

四、代表者名 飛松力

五、状況

住民税については全額会社負担を要求中であったが

東京都労力局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

東京都台東支部

支部委部とも均等割のみ個人負担とし所得割を会社負担とすべき旨申入れ大部分の支部では支援を終ったのであるがこの成行に対して青婦人層から均等割を個人負担とすることは低額所得者には極めて不利であり均衡を失するという論議が各支部から提起されたのであった。

これ仮都によって東京地協の青年婦人部は定例委員会に於て本問題を取上げ税均等割会社負担」の要求を各会議を通して提起することになり運動を開始している。

本部としては東京地協青婦人部の提起したこの運動は全支部に共通する問題として対策をたてる必要を認めるが中央執行委員會において討議した結果既に支援を結んだ支部もありとし全損保としては各支部の諸事項を勘案して青婦人部に対しては均等割を個人負担とすることは高額所得者に対しては均等より負担が軽減されるに反し低額所得者に対しては均等割を個人負担とすることになり不利益である

(1) 均等割を個人負担とすることは高額所得者に対しては均等より負担が軽減されるに反し低額所得者に対しては均等割を個人負担とすることになり不利益である

(2) 財源の関係その他の事情で全額会社負担とすることが困難としてし一率に一定率を個人負担とするとも低額所得者は負担が増加する

(3) 均等割の総額は会社負担の税額総額から見ると小額であり財源上大きな支

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

0 1

障はない

等の諸事情から全額会社負担とすることが当然であるという結論になったので各支部では支部の諸事情を勘案の上、今年中に何等かの方法で個人負担とならない様、対策をたてることとした。

東京部分司

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

労働課長

関東地方民事部

昭和二十五年九月二十五日

労発第九〇号

労働争議調査報告書

標記について別紙の通り報告する

記

一、争議の概況

業種別	労組名称	要求額	情況	妥結額
鉄工業	日産一般労働組合	金五〇〇〇円也	東京都台東区東上野町	金五〇〇〇円也
木工業	平和木工労働組合	月収一〇〇〇円	東京都台東区東上野町	月収一〇〇〇円
石井鉄工株式会社	同右争議団	金二〇〇〇円也	東京都台東区東上野町	金一〇〇〇円也
同右支店	同右	賃上二〇〇円	東京都台東区東上野町	賃上一〇〇円

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

東京者受付表

畚	富士通信㈱	平均八〇〇円	会社拒否		
	〃 芝	各場三〇〇円			
	富士製鉄	全額食附			
	東京製鋼	全額負担			
	日本金属産業	七〇 〃			
食	日本農林		会社は一、〇〇〇―二〇〇〇円		
	森永製菓	全額負担			
	キリンビール	十月より月收手取の一〇%増			
	荏原青果	全額負担			
品	明治ビルヂング	所得割会社負担			
	日本橋ビルヂング	〃			
陸	東京急行	全額負担	貸付回答中		
	日通	全額負担			
	東武交通	平均三九〇〇円	会社二〇〇〇円回答		